

招集期日 平成20年3月6日(木曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第3委員会室

開 議 3月6日(木曜日)午前 9時30分

閉 会 3月6日(木曜日)午後 2時18分

出席委員	委員長	宮岡幸江	副委員長	忽滑谷陽子
	委員	安道佳子	委員	吉澤かつら
	委員	永澤美恵子	委員	上原正明
	委員	塩屋和雄	委員	鹿倉貞二

欠席委員 な し

委員外議員 山本秀和 議員

説明のため出席した職員	市民部長	福祉部長
	健康福祉センター所長	教育総務部長
	生涯学習部長	関係職員

委員会に出席した事務局職員 佐藤 智

△ 開議の宣告（午前 9時30分）

委員長 ただいまの出席委員は8名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

本日の日程につきましては、昨日に引き続き、議案第38号 平成20年度入間市一般会計予算のうち所管のものの審査から行います。

次に、ご配付した名簿のとおり、委員外議員から当委員会への出席及び質疑の申し出がありましたので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認め、当委員会へ出席し、質疑することを許可いたします。

これより生涯学習部所管のものについて担当課長より順次説明を求めます。

なお、歳入は歳出に関連して説明を願います。

また、経常経費の説明は省略をし、主なものについて簡潔に説明を願います。

内容説明

生涯学習課長 おはようございます。生涯学習課所管の予算につきまして、主な事業や前年度に比べ特に変化があったものについてご説明申

し上げます。

予算説明書128から129ページをごらんください。款10教育費、項5社会教育費、目1社会教育総務費1億7,899万4,000円は、社会教育事業、生涯学習の推進に係る予算であります。

大事業、社会教育振興費のうち小事業であります文芸入間編集費であります。今年度につきましては第31号を発刊してまいります。また、引き続き文書教室のほうは、2回ですが、開催していきたいと思っております。小事業、青少年の船運営費につきましては、市内中学2年生を研修生として北海道壮瞥町を中心に農業体験、さらには苫小牧市での中学生との交流会等を実施してまいります。

次に、131ページをごらんいただきたいと思えます。上段のほうに子ども居場所づくり事業費があります。これについては、市内小学校16校の体育館及び校庭を土曜日に開放する事業、元気な入間っ子を育てる地域支援事業を放課後子供教室として実施してまいります。

次に、132ページから133ページをごらんいただきたいと思えます。児童センター費であります。大事業、施設管理費、小事業、修繕費389万9,000円の主なものは、展示ホールの排煙用可動トップライトの修繕を行うものです。なお、諸工事費41万9,000円、これはレジオネラ菌感染を防止するため、空調用冷却塔に薬剤投入装置を設置いたすものでございます。

次に、目4青少年活動センター費であります。同じページで

す。体験活動の拠点施設として昨年度同様、小学生を対象とした通学合宿の受け入れや中学生の体験合宿などを実施してまいります。

大事業の施設管理費、諸工事費370万円は、老朽化した野外活用外便所の浄化処理設備、合併処理浄化槽及び排水管の布設がえを行うためのものです。以上でございます。

平成20年度におきましても市民の皆様と協働により生涯学習、社会教育の推進を図るとともに、青少年の健全育成に努めてまいります。よろしくお願いいたします。

以上です。

生涯学習部参事兼体育課長 それでは、体育課が所管いたします予算につきましてご説明申し上げます。

入間市予算書及び予算説明書の136から139ページをごらんください。よろしくお願いいたします。項6 保健体育費、目1 保健体育総務費1億1,175万2,000円は、スポーツ、レクリエーションに親しむ機会の充実やスポーツ大会の実施、そして指導者の養成と地域スポーツ活動を促進するための学校体育施設の開放などを行う経費でございます。

この中で137ページの中段をごらんください。大事業、社会体育運営費、中事業、入間市実行委員会補助金900万円につきましては、平成20年度全国高等学校総合体育大会、なぎなた競技大会の事業運営の推進を図るため、平成20年度全国高等学校体育大会入間市実行委員会に交付するものでございます。

続きまして、目2 体育施設費 1億9,880万3,000円は、体育施設の管理運営、整備改修工事等を行う経費でございます。

その主なものを申し上げます。139ページの上段をごらんください。大事業、施設管理運営費、中事業、運動公園等管理運営費、小事業、維持管理費1,535万円のうち267万7,000円は、平成21年度に改修工事を予定いたします運動公園テニスコートの設計委託料でございます。その下の中事業、プール管理運営費、小事業、諸工事費263万1,000円のうち249万3,000円は、埼玉県プールの安全、安心要綱に基づき運動公園及び中央公園プールのろ過装置積算流量計を設置する工事費でございます。

以上でございますが、平成20年度につきましてもスポーツ、レクリエーションに親しみ、実践する市民をふやす事業を実施するとともに、体育施設の整備については既存施設の改修を進めてまいります。よろしくお願いいたします。

博物館副館長 次に、博物館が所管する予算についてご説明いたします。

予算説明書134ページから137ページをごらんいただきたいと思います。平成20年度の博物館予算は2億3,996万9,000円で、前年度対比95パーセントで、1,077万8,000円の減額となっております。減額の主な理由は、諸工事費の旧黒須銀行敷地内の資料保管庫、倉庫解体工事の完了と情報システム提供事業の新システム保守料と講座室の機器リース完了に伴う機械借り上げ料の減額が主なものです。

次に、大事業、博物館管理事業5,905万円は、施設の維持管理

などに係る経費であります。その中の中事業、修繕費198万円、前年度対比281パーセント、127万7,000円の増額となっておりますが、主なものにつきましては館内の空調をコントロールする冷却塔水槽部分の修繕を行うものです。

博物館運営事業6,049万5,000円のうち中事業、常設展示事業223万8,000円につきましては、入館者が安心、快適に見学できるように展示室の保守整備をするものであります。次に、中事業、アリットフェスタ開催事業208万8,000円は、入間市での物づくりの歴史と現状を伝え、市内の企業の活動、工業製品を紹介する特別展「入間のものづくり」を開催いたします。次に、中事業、特別展示事業107万5,000円は、多くの市民から寄贈された狭山茶の生産用具255点が平成19年3月に国登録有形民俗文化財に登録されましたので、登録記念といたしまして狭山茶の生産用具記念展を開催いたします。

平成20年度におきましても関係団体や博物館ボランティアと連携しながら、市民に親しまれる博物館づくりを目指してまいります。博物館施設管理の充実、内容のある運営に努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

図書館長 図書館が所管する予算につきましては、歳入歳出ともに前年度とほぼ同様でございますので、主要なものについてのみ取り上げてご説明申し上げます。

予算説明書の134から135ページをごらんください。目5図書館費3億1,670万4,000円につきましては、本館、西武分館、金子分

館及び藤沢分館に係る経費でありまして、前年度対比100.69パーセントで、217万6,000円の増額となりました。増額の主な理由は、パート職員1名分の予算組み替えによる人件費の増によるもので、予算規模としましてはほぼ前年度と同じになっております。

主な内容といたしましては、中段、大事業、情報ネットワークシステム整備事業4,099万7,000円ですが、本館を初めとする3つの分館とのネットワーク化のためのシステム及びその機器の借り上げ料でございまして、平成17年度に更新をしてから4年目のシステムとなります。

次に、大事業、図書等整備事業、中事業、図書等購入事業2,235万4,000円につきましては、前年度とほぼ同額ですが、市民の生涯学習意欲の高まりと多様化する市民ニーズにこたえるため図書視聴覚資料、新聞、雑誌等の図書館資料を購入し、図書サービスのより一層の充実を図るためのものでございます。

次に、大事業、事業運営費24万9,000円につきましては、魅力ある図書館づくりを目指して実施する幼児と母親のための読み聞かせやお話し会等の事業に係るボランティア団体及び協力団体への謝礼等でございます。

以上でございますが、平成20年度におきましても重点施策として小中学校を初めさまざまな施設と連携した子供の読書活動や魅力ある図書館づくりを推進してまいります。よろしく願い申し上げます。

中央公民館長 公民館予算についてご説明申し上げます。

入間市予算書及び予算説明書130ページから131ページをお開き
いただきたいと思います。目2 公民館費 5億67万6,000円は、中
央公民館及び13の地区公民館に係る経費で、前年度対比1,767万
8,000円の増額でございます。

主なものをご説明申し上げます。大事業、公民館管理運営費 1
億5,231万5,000円のうち小事業、維持管理費 1億1,674万7,000円
は、前年度対比148万2,000円の減額で、地区公民館の光熱水費、
施設の保守委託料、駐車場借り上げ料等が主なものでございます。
同じく小事業、修繕費268万8,000円は、前年度対比140万2,000円
の減額で、金子公民館エレベーター修繕、消防設備修繕等が主な
ものでございます。また、小事業、諸工事費1,114万5,000円は、
前年度対比1,034万5,000円の増額で、これは経年劣化の著しい藤
の台公民館の空調設備の改修工事を行うものでございます。

次に、大事業、事業運営費1,007万3,000円は、子育て支援事業
や通学合宿等の青少年事業あるいは文化祭、体育祭等の公民館事
業を実施するものでございます。

以上でございますが、平成20年度におきましても市民に信頼さ
れる公民館の管理運営に努めてまいりたいと存じますので、よろ
しくご審議くださいますようお願い申し上げます

以上です。

委員長 これより質疑に入ります。

款10教育費、項5 社会教育費、目1 社会教育総務費、目2 公民
館費、目3 児童センター費、目4 青少年活動センター費について

の質疑を願います。

なお、質疑、答弁は簡潔に願いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

質疑を願います。

安道委員 款10教育費、社会教育費の、ページでいいますと131ページ、子どもの居場所づくり事業なのですけれども、先ほども説明ありましたけれども、放課後の子供の対策というふうなことで行われる。土曜日の午前中、小学校体育館を開放するというふうなことで、全小学校開放と。これは、これまでも行われてきていたものを継続という形になりますよね。

生涯学習課長 そのとおり土曜日の午前中を開放してございます。

安道委員 これまでこれやってきて、どういったふうに評価していますでしょうか。

生涯学習課長 実情は、そんなに入っていないというところもあります。ただ、あいているということの安心感というか、子供たちにいつもここあいているよ、土曜日あいているよということで、我々ほかのところが貸してくださいということに対しても、いつも土曜日の午前中はあいているということでこの事業を実施させてもらっています。

安道委員 これは、子供たちが対象ではなくて、社会に開放していくという、地域に開放していくというふうに解釈してよろしいですか。

生涯学習課長 午前中は子供たちにとのことです。

安道委員 もう少しそうしますと知らせていくといたしますか、子供たち対

象、家族で活用するとか、そういったことは可能なのでしょうか。

生涯学習課長 今までも家族は入っていないのですけれども、学校とのお約束の中で子供たちという話をしていますので、都内のほうでは結構家族で学校に遊びに来るというのもあるみたいなのですが、もし要望があるのなら学校と話し合いをしていかなければならないかなというふうに思います。

安道委員 では、そういった方向へも検討していただきたいと思います。

それから、元気な入間っ子を育てる地域支援事業というふうなことで、これは新しくこれから取り組んでいくこととなりますけれども、この内容をお聞かせください。

生涯学習課長 元気な入間っ子支援事業というのは今までもやっております、申しわけありませんが、これまでも各公民館を中心として学校とか公民館を利用しながらスポーツの団体が指導をやったり、レクリエーションをやったり、文化活動をやっております。以上です。

安道委員 これを幅広く進めていくという点でどのように工夫が今回はされているのですか。

生涯学習課長 これからなのですが、子ども居場所づくり事業ということで予算の中にも報償費が少しアドバイザーの謝金という形で入っております、これも今後どういうふうに展開できるかということも含めて、そういった謝金を使って広めていきたいと考えています。

安道委員 できるだけ市民の声を吸い上げるというふうな形での取り組み

をお願いしたいわけですが、その点ではどのように思っていますでしょうか。

生涯学習課長 元気な人間っ子支援事業の構成員の中に学校のPTA、それから子ども会、あと地区体協の各スポーツの団体、自治会等が入っており、そうした中でいろんな協議会ができるのではないかなど。

鹿倉委員 131ページ、社会教育総務費、その中で博物館管理運営費、前年度と比べまして維持管理費、修繕費等も増額になって……

〔何事か言う人あり〕

鹿倉委員 ごめんなさい。博物館ではない。西洋館。失礼しました。西洋館管理運営費、こちら維持管理費、修繕費とも、両方とも前年度と比べて増額になっておりますけれども、この内容を教えてください。

生涯学習課長 監視員が今1人西洋館を利用する際の、各テレビ局とか利用する際、自宅の中で1人が監視という形をとっていました。ちょっと使い方が荒くなってまいりまして、我々もそれではしょうがないということで監視員を2人という形にとらせていただきました。そういった意味で若干増になっております。

鹿倉委員 修繕費の増額内容。

生涯学習課長 西洋館の修繕料については、玄関の車寄せのところがあるのですが、そういったところの雨漏りとか、2階の雨樋の修繕という形で昨年よりも20万円の増となっております。

鹿倉委員 今課長のほうから西洋館のほうの使用が荒くなったというふう

なお話でしたけれども、具体的にどういうふうに荒くなったのか
お願いいたします。

生涯学習課長 先ほどの使用というのは目的外使用ということで、テレビ
局とか、そういった形でお使いになっているのですが、例えばあ
るところにそのものを1回みんな動かしたりするのです。その動
かしたそこにまた戻さなかったり、逆に変なところ、見えないと
ころに例えばガムテープを張ってしまったり、そういった禁止行
為を見えないところでやっちゃっているということで、1人で
対応というのは、1人で見ていると今度こっちのほうでやったり
していますので、そういったのがないようにということと、そう
いうものも含めて2人という形で、荒くなったというのはそうい
ったところですよ。

鹿倉委員 例えばテレビ局がそういうふうな使用に際してペナルティーで
すとか、罰則金ですとか、罰則金というのかな、何ていうのだろ
う、弁償金、あともう一度やったら使わせないとか、そういうふ
うなものを何か考えているのでしょうか。

生涯学習課長 実は、1回だけちょっと色を塗ったところ、色が変わった
ところがあるのですけれども、それは向こうのほうで間違っ
て塗ったかわからないのですけれども、ちょっと色をつけてしまっ
た……

〔(何に) と言う人あり〕

生涯学習課長 壁にです。壁にちょっと傷つけたというか、色をつけてし
まって、そういったうちのほうで修復したのですが、そういっ

たところとかあるので、そういった何かがあったときには必ず呼び出します、こちらのほうに。呼び出してもう使えないよという話をして、嚴重にそれは話をして今やっているということです。使えないということも話をしてあります。

鹿倉委員 修繕費を向こうからいただくということではできないのですか。

生涯学習課長 現状復帰という形でやらせています。ただ、文化財というのは下手に、また同じ色を塗ればいいというものではなくてくるので、先ほど言ったところのやつはうちのほうで少し修繕してもらったということです。

鹿倉委員 続いて、児童センター費、133ページ、プラネタリウム整備事業、昨年が開館20周年ということで、こちらの整備事業のほうはプラネタリウムの公開をされて、そしてまたことし昨年と比べますと約100万円近くプラネタリウム整備事業費が増額となっているのですけれども、この内容と昨年記念事業でありながら、ことしまた100万円上がった理由を教えてください。

生涯学習課長 では、児童センターの主幹のほうから。

児童センター主幹 答えします。

プラネタリウムのほうの整備事業の中で、プラネタリウムの番組のほうの制作費のほうが増額になっております。昨年に比べて78万円増額となっております。番組に関して、よりよいものを子供たちに提供したいということで、番組そのものがとても高価なものでして、昨年の夏投影したものが約202万円ほどで、秋から冬にかけて投影したものが860万円ほどでございます。あと今一

本やっているのが12万円ほどですか、これいろいろばらばらなの
ですけれども、やはり人気の高いキャラクターのものをちょっと
使用するというで今回増額をまたさせていただきました。

鹿倉委員 子供に人気のあるものについて子供の反響はどのようなのですか。

入場者数は、それにちゃんと比例しているのでしょうか。

児童センター主幹 昨年度、18年度に比べましてプラネタリウムのほうの
入場者数は、多少ですけれども、ふえております。昨年2月末
までなのですけれども、1万8,300人ほどの方がプラネタリウム、
これは学習投影とかも含みまして、ちょっと有料と無料の方も含
めての数なのですけれども、1万8,300人ほど。今年度の先月の
2月末をちょっと比較しますと約2万人ということで、大変ふえ
ているかなと感じております。

上原委員 先ほどの安道委員とリンクするのですけれども、ちょっとお聞
かせいただきたいと思います。

131ページ、子ども居場所づくり事業費179万円、この話ですと、
先ほどのお話のとおり土曜日の午前中、校庭の開放、元気な人間
っ子づくり、こういうふうな話でしたが、現実土曜日開放しても
その開放校、土曜日の校庭に人影がほとんどない学校がある。な
お、その土曜日を事業として何か使いたいけれども、開放という
ことでその使用許可が得られないということで、必要とする団体
が使っているのであれば、これはあきらめられるけれども、人影
一つないのに使えない、午後しかその事業の推進ができない、午
後では半端になってしまうというので、グラウンドが非常に今狭

い、小さい中で苦勞してやっている団体が多いのですけれども、これについてこれはもともとは土曜日を休業する学校の5日制に伴う開放だったと私は記憶しているのですが、その後全くいじらずそのまんま継続していると、こんなふうに理解しているのですが、その辺の先ほどもちょっとありましたけれども、余り使われていない学校もあるよという話もちょっとありましたけれども、実態把握はされているのですか。

生涯学習課長 実態把握は今しております。今数字はちょっと資料を見ないとわからないのですが、実質委員さん言われるとおり全然いない日もありますけれども、あけておくという、子供たちの居場所ということで、私たちはそういった把握をして実施させていただいております。ちょっと数字は今探しますけれども、済みません……利用者数が9,788人、開放延べ日数が397日。平成18年度の実績でいいますと、開放延べ日数は412日に対して利用者数が1万1,115人というふうになっております。

上原委員 その中で利用されている学校はそれなりに価値があるのだと思います。地域性もあるのだと思いますけれども、利用されていない、全く利用されていないという実態把握はされていますか。どの程度。

生涯学習課長 学校の開放での使っていないというところは、過去にはありません。各月とも皆利用者はあるということで報告書は来ております。

上原委員 今利用されていない学校は過去ないということですがけれども、

これは私の感覚というか、その利用方法、利用者数の確認方法はどのような手法でされていますか。

生涯学習課長 こちらのほうは、各学校を開放している時間帯、今現在シルバー人材センターのほうに管理委託をしております。そういったところできょうの人数はということで報告が来ております。

上原委員 そういう報告があれば、今の段階ではそれを否定するだけの根拠は持ち合わせていませんけれども、私も時折その土曜日の学校確認をしておる状況、ということはそこで事業を何とかしてやりたいというような思いの中でいろんな今取り組みをしているのですが、その中である1校をここ数カ月確認させてもらっているのですけれども、ずっと例えば午前中延べそこに滞在できない環境があるから、その辺も絶対だということは言い切れないのですけれども、ほとんど人影はない現実がずっと続いているのです。午後になるとそれが全く正反対で、何百人という子供がそこに来る。来るというか、それを待っているという、午後になるのを待っているという環境が実はあるのです。そういうことを考えたときに本当にその学校開放が価値がある、そこをあけておることが本当に地域住民、児童に対して有効な手段なのかどうか、あるいはそれを活用させたほうがより活用のメリットとしては高いのではないかというような気がしてならないのですけれども、それでもう一つ伺いますと、元気な入間っ子を育てるいろんな活動を各地でやっていますよね。ほとんど公民館を中心にいろいろなことをやっているのです。例えば一例を挙げますと、東町では自然塾だと

か、午前中公民館で借りた畑で植栽物を一緒にやっているなんていうことをもうずっと長年やっているわけです。それとあわせて卓球教室ですとか、公民館でできる行事をそこで相当多年にわたって継続的にやっている実態もあるわけです。ですから、考え方として小学校の校庭もただ開放するではなくて、公民館と連携しながら、そこで何か事業ができるような環境づくりをしたほうがより効果的、効率的に活用ができるのではないかと。また、例えば午後を待っている団体にしても、公民館事業に参画するという形でそこに参加すれば午前中も使える環境ができるのではないかと。そういう検討というのはしていますか、していませんか。

生涯学習部長 この子どもの居場所づくり事業なのですが、昨年までは、ちょっと長くなって申しわけありません。学校開放という体育館とかグラウンドの土曜日の午前中の開放というのと、それから地域支援事業と、早く言えば分かれていた事業なのです。基本的には分かれているわけですがけれども、1つは先ほどから言いましたように施設をあけて子供がいつでも来て遊べるように、これは土曜日の午前中だけはそうとっておくというのがねらいなわけです。それにつきましては、親子で来て遊んでもらっても構わない、原則的には構わないわけです。そういう形のためにとってあると、そういった。それから、地域支援事業というのは、これは公民館が事務局になっておりまして、活動する場所は内容によっては体育館であったり、グラウンドであったり、公民館であったり、こ

それは地域によっていろいろです。ですから、16校、全市的な全小学校区を見ますと、そういう体育館を使って支援事業が行われているところもございます。週によって公民館でやったり、グラウンドでやったり、これもいろいろですので、それはいろんな使い方がされているというふうに思います。

それから、今委員のほうからご指摘いただいている土曜日の午前中例えば体育館とかグラウンドが余り使われていないところがあるのではないかと。これも実際の話としては、地域によっていろいろばらばらでございますので、その辺のところのご意見はいろいろ伺っていますので、今後の考え方としては多分スポーツ関係のお話もきっと入っているのかと思うのですが、そういうスポーツの団体の利用も含めて、例えば余り利用がされていない時間帯とか、その辺のところうまく連携をしながら、午前中の時間帯でも仮にそういうあいている状態の場合にはスポーツのほうの団体も使えるというようなことも必要ではないかということで、これは体育課といいますか、所管のほうと今生涯学習のほうと調整を始めておりますので、新年度はそういう形で効果的な使い方、利用の仕方ができるようにしたいというふうには考えております。

以上です。

上原委員 確かにフリーにしてそこに使える環境があれば、それはそれにこしたことはありませんし、しかしあの広大なグラウンドを一人も使わないで、そこに一人も影がないのに使えないという環境のほうが本来の生涯学習、体育課も含めて何か資産の無駄遣いがある

のではないかというような気がしてならないのです。もちろん利用されている学校に関しては、それを否定するものではありませんし、大いにそれを利用してもらう。本当にあいて、いろんな調査の中で全く使われていないという環境があるとすれば、ほかに使える場所があるということだと思ふのです、結論的にいうと。どうしてもそこでなければならぬところは使うでしょう。しかし、そのほかに代替場所があれば、そこなくても十分な親子のコミュニケーション保てるということだとしたら、一例を挙げますと、東町周辺のことを考えますと、周辺には彩の森入間公園もあるし、富士見公園もあるし、割とそういう公園的なものは充足されている場所だというふうに思います。グラウンドがないのです。そういう意味からすれば、グラウンドとして使える、彩の森入間公園も使えませんし、グラウンドとしては。そういう環境の中で何か学校だけを特別視して、そこだけ空間をつくるというのはいかなものかなということはずっと前から申し上げてみましたが、最近特にグラウンドの争奪戦が非常に激しくて、なかなか使えないというような環境もスポーツ団体にもあるものですから、できればそういうものも含めて土曜日も午前中使えるような環境を、競技できるような場所づくりをしていただけたらということで、今そういう話を進めているということですので、期待をしたいと思ふますが、ほかにもそういうところがあるのかもしれませんが、実態は十分に把握していただいて、何時から何時ごろまで前の利用関係があったのだとかというような詳細

なものもやっぱり調査した中で進めていってほしいなと思うのですが、これについていかがですか。

生涯学習部長 本当にこの事業につきましては地域性といいますか、非常にその辺で差がありますので、今おっしゃられたように、いろいろと地域のそういう組織等も含めて十分調整しながら、いい方向に向けていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

永澤委員 先ほどの鹿倉委員の西洋館の管理運営費のところでもうちょっとお伺いしたいのですけれども、何か事件があったというか、予想されるような事件があったというのは、テレビ局が入ったとか、そういう特別なときに限ることなのでしょうか。

生涯学習課長 いや、それだけではなくて、通常何にもないときでもガラス割られたり、そういったことはあります。それは、通常の警備体制、機械警備のところでは請け負って、それで発覚してその修繕はうちのほうがやるということはやっています。

永澤委員 監視員を2人にされたというのは、それも含めて監視員を2人にされたということなのですか。それともテレビ局とかが入るときについていかなければいけないということで2人にされたのか、その辺確認したい。

生涯学習課長 それは、今言われたように目的外使用のそういったテレビ局、写真撮影、そういったときに多いということなので。

永澤委員 ちょっと私は行政のあり方がわからないのですけれども、例えばそういうときは年に何回ぐらいあるのですか。昨年の例でもい

いのですが。

生涯学習課長 回数で20回ぐらい。

永澤委員 例えば博物館にアリットレディーとか常時2人から3人、5人ぐらいですか。例えばその20回にその中のお一人を博物館から西洋館のほうにお借りして補充して、そのときだけお願いするとかいうこともできないのでしょうか。

生涯学習課長 20回と言いましたけれども、回数は20回で、1回が3日とか、1週間とか、そういったスパンになっておりますので、ちょっと無理だと思います。

生涯学習部長 今のご質疑なのですが、基本的に西洋館は一般公開を今しておらないのです。保存活用でいろいろ修繕の問題、いろんな問題がありまして、一般の市民のいわゆる一般公開という活用は今していないのです。ところが、目的外使用というような形で、今のその状態の中で、あそこは非常に素晴らしい景観であったり、そういうものがありますので、写真撮影をさせてほしいとかという、そういう一部分的に目的外使用ということで認めている部分があるのです。それが今年間でいくと20回ぐらいということで、あとは一般公開というのが定期的に、これは市民向けに年に何回かという形での公開はしております。そのときには職員のほうが行っております。私今先ほど一般公開していないというのは、通常の形で博物館みたいに毎日といいますか、あけてどなたでも入っていけるというような形での活用は今しておりませんので、そこご理解いただきたいなというふうに思っていますが。

永澤委員 ですから、その博物館のほうに必ず常時いる必要がある場合ではないときもあると思うのです、私は。子供さんがたくさん来られるときとか、博物館のほうに必ずアリットレディーの方があれだけの人数毎回いる必要があるのかというのがちょっと私は何回か通わせていただいて疑問に感じているところでもあるのです。その西洋館のほうがお忙しいときの中でお一人でも助けられないのかなというのが、そういうことはできないのかどうかというのをちょっとお聞きしたいのです。

生涯学習部長 博物館の場合、そのアリットレディーと今言われたのは展示解説員のことだというふうに思うのです。西洋館のほうは、基本的にまだそういう解説するとか、そういう段階ではないのです。今言っているのは、通常は閉めてしまっておりまして、機械警備をしていると。ただ、目的外使用というのは、例えばテレビ局とか、そういうところへご自分でそこで撮影をしているということで、西洋館に対する説明を加えるという必要は全くないわけです。要は警備員の代替にできるかどうかという話でしょうか。

永澤委員 はい。

生涯学習部長 今即答はちょっとできないのですが。

生涯学習課長 1つは、朝9時から夜の9時まで使用ができるのです、目的外使用。それで、夜間については、アリットレディーさんのほうは多分5時までだと思うのですけれども、そういった形での制約も出ています。

永澤委員 では、もう一つちょっと目的外使用のときに大体どのぐらい使

用料というか、収入があるかわかりますか。

生涯学習課長 使用料については……行政財産目的外使用料ということで、18、19ページの一番最後の段に入っています。その中に使用料とか含まれていますけれども、朝の9時から1日借りまして10万円という形でいただいております。ちなみに、いや、ごめんなさい。この1,100万円の内訳なのですが、280万円となっています。

委員長 ごめんなさい。今のもう一度。280万円がどのようなあれですか。西洋館の利用料ですか。

生涯学習課長 西洋館の行政財産目的外使用ということで、280万円を計上させてもらっています。20回の使用料でございます。

永澤委員 ありがとうございます。

あともう一点なのですが、成人式の運営費についてお伺いをしたいのですが、まず私も3回ほど出席させていただいたのですが、他市と比べて成人式の雰囲気というのをどのように認識していらっしゃるかお伺いしたいのですが。

生涯学習課長 雰囲気でしょうか。

永澤委員 ええ。

生涯学習課長 以前と比べて落ちついた成人式ではないかなというふうには思っております。30分、40分ぐらいですか、40分ぐらいの非常に厳粛な式典という形でとらえております。

永澤委員 親として私もたまたま20歳の子がおりまして、次も、また来年も20歳になる子がいるのですが、せめて携帯は禁止とか、

そういうきちっとした成人になるということに対してのけじめと
いうのですか、今大変18歳以上か20歳以上かといろいろ国のほう
でもめていますけれども、その20歳という認識をもう少し遠慮し
ないで大人側から何かしらきちっとしたものを、私は道徳的なも
のを言うべきではないかと思っている一人なのですけれども、い
かがでしょうか。

生涯学習課長 成人者の自覚というのは、やっぱり私たちも欲しいなと思
います。それには携帯一つでもそうなのですけれども、式典に臨
む子供たちの自覚を今後促していきたい。例えばことしからちょ
っと始めているのですが、成人者に5年後の自分を書いていた
だいて、その中で今度5年後に自分の成人式に自分にあててきたそ
ういった思いをまた見てもらうことで少し自覚が変わるかなとい
うようなこともありまして、そういったこともこれから提案して
いきます。

永澤委員 それと、最初の司会の一言ってすごく大事ではないかなと思
うのです。式が始まったか始まらないかわからないというのもひと
つ静粛にならないというような、私はそういうふうにならなくて参
加して思うので、その辺ちょっと考えていただければと思
います。

それともう一点なのですけれども、日程なのですが、埼玉県の中
で約半分まではいかないかもしれないのですが、多くは成人式
のその日ではなくて、地方に行かれている、大学に行かれている
方のこととかを考えて前の日の、ハッピーマンデーではなくて、

日曜日に成人式を行っているところが今ふえつつあるのです。その点は、今後入間市はずっと成人の日そのものにやるおつもりでいるのかちょっとお伺いしたいのですけれども。

生涯学習部長 入間市としては、成人の日を実施をしていきたいというふうに考えております。今おっしゃられているように、確かに前日にやられるところもありますし、いろいろなのです、半々ぐらいといいますか。ただ、地方のほうの都市でやられているところが意外と前日だとか要するに郷里に戻って成人の日に式に参加するというケースもかなり多いと思うのですが、入間市、この辺ですと、どちらかという当日といいますか、成人の日直接やられてもそれほど大きなあれはないのかなというふうに思っておりますし、今までずっと成人の日を実施をしてきておりまして、いずれにしても1年あるいは2年後ぐらいまでの日程をすぐ翌日あたりに決めておかないと、翌日から来年はいつですか、あるいは再来年はいつですかということで、いろいろな成人式を迎えるに当たっての準備というのでしょうか、そういう状況も大変ありまして、いろいろ相談はしております、協議はしておりますが、当面は成人の日を実施をしていきたいと。短時間で、先ほども説明ありましたけれども、入間市の場合には午前中に式典という形で実施をいたしますので、当面はそういう形で進めていきたいというふうに考えております。

永澤委員 申しわけない。式自体は午前中なのですからけれども、何十万円かけて女の子であれば用意をするわけなのです。その後の親戚を回

ったりということとかを考えると、私が自分で自分のことで大変申しわけないのですけれども、経験した中でも約五、六人のお母さん方からどうして入間市は月曜日なのですかと聞かれたのです。それでちょっと申し上げているのですけれども、要するに狭い武蔵中の中だけでも五、六人いるということは、入間市でアンケートをとっていただくと、大分日曜日のほうが良いと思っていられる方もいるのではないかなと思いますので、その点そういう声は上がっていないかどうか。

生涯学習課長 そういった話はまだこちらのほうに聞こえてこないのです。それで、近隣見ても先ほど部長が言われたように月曜日ということで、入間市も同じようになっているところです。

安道委員 済みません。今の成人式と関連してなのですけれども、この企画、運営というのはどういうふうな形でされているのか。成人する側の人たちは、その企画、運営等に一緒になって入ってきたのですか、その点お聞かせください。

生涯学習課長 ことしから成人式の企画については、市のほうのお祝いということで市のほうで企画させていただいております。運営の中で青少年相談員のご協力を得ながらやっております。また、ことしは特にビデオメッセージというのがありまして、ケーブルテレビの企画をいただきながらやらさせていただいています。

安道委員 ビデオメッセージなどなかなかよかったのかなと自分も参加して思ったわけなのですけれども、夕張市の例などで若い自分たち当事者が企画、運営してやるというふうなことで、そうしますと、

そういった例があったわけですが、自分たちでやっていくというふうなことでまさに成人式、これから大人になるのだというふうなことで責任を持ってというふうな形での取り組み方で違ってくるのかなと。そういった取り組み方への方向転換といえますか、そういったことは考えられていますでしょうか。

生涯学習課長 今回の成人式は、とりあえず式典ということで40分の中なのですが、それ以上やると、成人者もし来て実行委員会か何かつくってやるとすると何かイベントに走るような形もあるのではないかなと思いますけれども、式典、イベント、そういったものがあるればこういった成人者も入れてどんなことやりたいということも問いかけていけるのではないかなと思いますけれども、今現在は市の代表者から皆さんにお祝いをしてあげる、お祝いの言葉を、メッセージを上げるということになっていますので、当面はこの形で出ささせていただければなと思っています。

安道委員 主体者になるという点では、ぜひそういった方向性も検討していただければと思うのですが。

生涯学習課長 視野に入れて検討していきます。

安道委員 公民館費のことでお聞きします。

131ページ、事業運営費のところなのですが、その中で各公民館ではさまざまな取り組み、子育て支援ですとか、体育祭とか、いろいろ年間通してさまざまな行事に取り組まれているというふうなことで、その中で生涯学習によるまちづくりを推進するというふうなことで身近な生活課題や地域課題に対応した学習

機会を提供し、市民の生涯学習活動を支援していきますというふうなことで出されていますけれども、年間通してどの程度そういった講座ですとか講習、講習というのでしょうか、生涯学習に当たる社会教育に当たりそういった講座は各公民館どの程度行われているのでしょうか。

中央公民館長 主催事業として公民館全体で平成18年度に行われました合計数でございますけれども、216事業でございます。延べ日数にいたしまして1,023日、それから参加した人数でございますが、2万9,175人でございます。

安道委員 各公民館ですと年どのくらい、月にどのくらい、こういった感じでやっていますか。

中央公民館長 平均はちょっと出していなくて恐縮なのですが、1つの例といたしまして、扇町屋公民館で申し上げますと、事業実施数は12で、日数にしまして43日、延べ参加者数で1,089人でございます。

安道委員 こういった学習会ですとか、講座とかといったものを企画するときに市民の声はどのように反映されるようになっているのでしょうか。

中央公民館長 さまざまな今地域課題があると思いますけれども、特に高齢者を中心とした福祉でありますとか、あるいは自然環境に関することとかということが課題になってくるわけですが、そういった事業を行うときには、そういった関係機関との連携をまず強めてやっていくようにしております。学習を続けていく中で

参加者がまた次の企画を立案をするような循環をしていきたいというような考え方を持っております。

塩屋委員 子どもの居場所づくりの関係、先ほどほかの委員からもいろいろ出ましたけれども、再度ちょっと確認したいのですが、子どもの居場所づくりのその内容をちょっと僕なんか把握していないところあるのですが、空間を確保しているということでもいいのでしょうか、基本的に。

生涯学習部長 今回この子ども居場所づくり事業というので1つにまとめてありますが、1つは空間、要するに遊び場を確保するというのが1点。それから、もう一つは具体的に地域でもって地域のいろいろな大人が子供たちの遊びを支援するための組織ができています。元気な人間っ子を育てる地域支援事業というものがあります。その支援連絡会でもって具体的な事業を地域の大人たちが子供たちのために一緒になって活動すると、その2本立てでございませう。

以上でございます。

塩屋委員 そうすると、先ほどの上原委員の関連になってくるのですが、別に学校のグラウンドとか、そういうのではなくてもいいわけですよ。今言った団体の支援にしる、空間にしる、公園でもいいだろうし、幾らでもあるわけでしょう。むしろ学校というところに長時間縛ったり、子供をそこだけに1日の生活の中で長く余り関連づけること自体が今問題であって、むしろ最小限の学校に行く時間帯は時間帯として、それ以外の時間帯はそれこそもっと身

近な公園にしろ、公民館にしろ、ほかのところで自由に過ごす、あるいは地域の人とも交わるといふほうが大事ではないのですか。

生涯学習部長 委員のおっしゃられるとおりだというふうに思います。今の私のほうで説明しているのは、週末の土曜日の開放ということです。平日ではございません、もちろん。土曜日の午前中体育館とかグラウンドを1つは遊び場として開放するという事業です。それから、地域支援事業のほうも実質的には週末の事業です。ですから、それが学校の庭でやったり、あるいは公民館でやったり、場合によると、そういう公園ということもあるかもしれませんが、平日でなくて、今のところ週末の事業が中心でございます。

塩屋委員 週末の午前中というのは承知しているのだけれども、だから平日の一定の授業時間は関連、子供は学校という事業にしろ何にしろ幅広いもので関連づけるけれども、週末の土曜の分までさらに学校と関連づけることの積極的な意味は僕は薄いと思うのです。それむしろ地域との交流だとか、子供にとって遊んだりする空間が必要なのであって、別に学校のグラウンドでなくてもいいわけです。そうすると、先ほど上原委員が言ったように、ほかの地域の団体でグラウンドとして幅広く使いたいよというのに、先ほどあいていればそちらにあればいいと言ったけれども、実際に一定の地域の大人の団体が使うとしたら、その場で皆さん集まるといふのではなく、事前に案内してきょう、いついつ、どこどここの学校のグラウンド使えますよとかいうことでしょうか。だけれ

ども、子供たちは学童保育と違うわけだから、そのときに来るかどうか全く任意でしょう。だから、そういった点では先ほど上原委員が言ったことの答えになっていないわけです。もっと一番根本に返って大事なことは、教育施設というけれども、学校も含めて市民の共有財産だという、学校のあれではないのです。その前に市民の財産だったり、とりあえず部分的に学校という形態で利用して、優先して使っているというだけだ。だから、例えば横浜のほうなんかだと、公園が学校のグラウンドも兼ねたような施設があって、そのわきに学校があって、それでいつも相互に大人とあれが平日でも乗り入れて活用しているというところもあるぐらいに、今やっぱり教育財産とか何とか財産という行政財産としての狭い意味ではなく、あくまで市民の財産だから活用を図ると。そうすると、先ほども出たように数字をあれしていくと、1校でいうと1回につき2人平均ぐらいの利用になってしまうのではないかな、さっきの数字をちょっと計算すると。全校を全利用回数で割ると。だから、そういうためにそれをあけておくというだけが能ではないでしょうと。もっともっと子供たちは公民館でも、公園でも、ほかの形態でもあり得るわけだから、前向きにもっと有効活用というのを考えるべきではないかなと思うのですが、その辺について伺いたいのですが。

生涯学習部参事兼体育課長 今塩屋委員さんからいろいろと、私もごもともだというふうに考えております。そういう形の中で、今学校体育施設を利用するという形の中では、生涯学習課がやっている

個人の利用と、それから我々体育施設、団体の方々が相互利用するという方々、2つのパターンがあろうかというふうに考えております。そういう形がうまく調整できる機能、こういったものを持たせていきたいなというふうなところを今両課で担当のほうで検討させていただいておりますので、ことしの4月からということではないかと思えますけれども、そういったものを検討し、ですから個人の場面で居場所づくりで活用する場合と、それから団体やいろんな方々が利用できるような場をうまく設定して調整機能をつくっていければというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

忽滑谷委員 先ほど来から皆さんからいろいろとご質疑出ております西洋館について確認を1点と質疑を1つ。

確認なのですが、西洋館の目的外使用料の収入が280万円ということですが、これは28日間ということによろしいのですか。先ほどちょっと1日10万円というお話がありましたものですから、日数をお聞かせいただきたいことと、あと……

生涯学習課長 申しわけありません。先ほど10万円とお話しして、そのあれでなのですが、14万円掛ける20回という形で見込んでいます。これまでは10万円だったのですが、ことし先ほどの警備の関係で4万円足させていただいたということです。

忽滑谷委員 20回というのは了解したのですけれども、日にちという、先ほど1回につき3日であるとかいうお話もいただいたので、日にちをちょっと。丸1日使うということはないとは思いますが、

日にちを教えてください。

生涯学習課長 申しわけありません。20回というのを20日というふうに直していただければと思います。申しわけありません。

忽滑谷委員 最後に1つだけ、西洋館を目的外使用で使用するに当たっての申し込み方法ですか、いろいろ資料というか、提出するものとかあると思うのですが、そういうのをちょっと具体的に詳しくお聞かせもらえれば。

生涯学習課長 生涯学習課主幹に答弁をさせます。

生涯学習課主幹 ただいまのご質疑にお答えいたします。

西洋館使用に当たっては、おおむね2週間ぐらい前に申し込みをいただいて、調整させていただいています。それで、現地を下見をしていただいて、使用内容、それを煮詰めていただいています。それで、どの家具をどこに持ち込むのか、どういう道具を持ち込むかというものをよく利用者のほうで調整していただいています。それをもって生涯学習課と業者と使用方法について協議書を取り交わしております。それで、具体的などの部屋にどういう使い方をして、どういう撮影をして、撮影のときはどこの部屋を使うか、細かい調整をさせていただいています。それで、あと使用に当たっては撮影内容の確認のために概要書も出させていただいています。そういう形で使用内容が市の施設として正しいものかどうかというのを確認してから許可を出すという形にしております。

忽滑谷委員 確認なのですが、その使用中に先ほど来出ていらっしゃるガ

ードマンの方、警備員の方ですか、は同席するという事になっているのですね。

生涯学習課主幹 ガードマンのほうは、現地の撮影場所にずっとつきっきりで確認をしているという状態です。

塩屋委員 児童センターの関係ですけれども、プラネタリウムの関係で先ほど説明があったわけですが、200万円とか、50万円とか、10万円とか、番組によって人気のあるキャラクターも話しがありましたけれども、これは使用料がということですか。

生涯学習課長 児童センター主幹に答弁させます。

児童センター主幹 使用料のほうを委託料として設定しておりまして、使用料が製作額になっております。

塩屋委員 直接既存のものを借りてやるのではなく、全く独自に制作を委託してつくるということは最近はないということによろしいでしょうか。

児童センター主幹 まるっきり独自の制作は最近はしておりませんで、俗にツルシというのですか、そういうものを児童センターのプラネタリウム室に合うような形に加工していただいてセットしていただくという形にしております。

塩屋委員 あれは、たしか市制20周年のときだったっけ、結構番組をつかった、制作したことあったと思うのですが、極めてお粗末というか、無駄遣いだったと僕は、多分あれは時々使っているのですか、ああいう番組。2,000万円か何かかけたと思うのですが……いずれにしろ使われていない。

児童センター主幹 現在は推奨していません。

副委員長 それでは、この際暫時委員長と職務を交代いたしますので、よろしくをお願いします。

宮岡幸江委員 2点ほど伺いたいのですけれども、まず青少年活動センター費の中で、これは職員という形は、給与とか出ていないのですけれども、市の職員は全く入っていないのでしょうか。

生涯学習課長 青少年活動センターの職員の給与費は、生涯学習課の所管になっております。その中に入っております。それで、人数は職員が3人、嘱託所長が1人という形になっています。

宮岡幸江委員 そちらは、わかりました。

もう一つ、先ほど出ています子どもの居場所づくり事業のことでお聞きしたいのですが、子ども居場所づくりについては一般質問でも出ていますけれども、大人が今ここでほかの委員さんのほうから大人の団体の使う率をもうちょっと考えたほうが良いようなご意見はありましたけれども、子供の居場所づくりについては国のほうですべての子供を対象とした安全かつ安心な遊びを確保するために学校開放したらというようなことも結構もう何年も前から言われているような気がするのですが、それに対して過去の答弁だと、今児童福祉課でやっています学童保育室と、それから土曜日に開放している子ども居場所づくり事業と、それから元気な入間っ子支援を、これを統合してこれから考えていくというようなお話だったのですが、来年度に対してはどのようにお考えなのか。これ部長にお願いしたいのですけれども。

生涯学習部長 今ご質疑の中で福祉の学童保育の関係と一緒にということではなくて、これは今までの答弁、教育長あるいは市長の答弁の中で一応学童保育事業、児童健全育成事業はそちらで充実すると。教育委員会所管のいわゆる放課後子供教室というものを、これを私どもとしては子ども居場所づくり事業という形で元気な入間っ子を育てる地域支援事業と、それから学校の施設開放も含めた形で、これは放課後子供教室という形の位置づけにして充実をさせていきたいというふうに考えているところでございます。

宮岡幸江委員 ということは、放課後の件はこの中には予算はまだ20年度は全く考えていないということでしょうか、それとも入っているのか、その点をお聞きしたいのですけれども。

生涯学習課長 この中に予算、この予算でということ国の方にも申請していきたいと思っています。

宮岡幸江委員 ということは、子ども居場所づくり事業の中に入っているのかと思われるのですが、今先ほどの説明だと土曜日開放のことでお話しされていたのですけれども、土曜日だけの放課後ということで考えているわけでしょうか、その点お聞かせください。

生涯学習課長 今のところ学校の開放については土曜日にやっているということと、あと入間っ子を育てるというのでは各公民館、土曜日やったり、日曜日やったり、平日は多分ないと思うのですが、その中でやっていくということになると思います。

宮岡幸江委員 ということは、平日のすべての子供たちを対象とした放課後という平日のことはまだ考えていないということよろしいの

ですか。

生涯学習部長 国のほうの制度は平日ということではなっていますが、具体的には週に1回から6回とかという幅の広い今制度として国のほうも少し方向転換もされております。入間市は、当面週に1回程度実施をしながら、これは地域の組織のほうと十分調整とかしていけないと、それをふやしていくということはなかなか一概にはいきませんので、それはまずは現状を充実させながら、そういうことも視野に入れながら、これから検討はしていきたいというふうに思っています。

宮岡幸江委員 そうしますと、今土曜日が人数が来ていないという、利用されるのが少ない、子供たちが来ていないというお話が先ほどから出ていますけれども、その内容についての検討というか、いかにしたら子供たちが来てくれるかという、地域によっては公園があるところもありますけれども、子供たちが一番安全に安心して遊べる、親たちも遊ばせるところは学校かと思うのですけれども、そういうふうなことを考えればもうちょっとその内容というのでしょうか、やり方を考える必要があるのではないのかなと思うのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

生涯学習部長 多分施設を先ほど来あけておくというお話をしておりますけれども、ただ施設をあけておくだけではなかなか子供が来ないという現実があるというような認識を今しておりますが、そういうことでいわゆる元気な入間っ子を育てる支援連絡会というものを1つの核にして、やはりそういうところの周りの地域の大人の

働きかけ、あるいは一緒に入って活動するということがないと、なかなか子供だけでは来ないという現実でありますので、その辺を十分検討しながら進めていきたいなというふうに思っております。

副委員長 以上をもちまして委員長と委員長席を交代いたします。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、これより委員外議員の質疑に入ります。

なお、質疑は簡潔に願います。

山本議員 よろしく願いいたします。

では、関連で1点だけ伺います。予算説明書の19ページです。歳入の款14項1目9節3社会教育使用料から公民館使用料について伺います。この件については、過去に行財政改革の特別委員会で、また決算委員会でも話題になったかと思うのですが、最近原油価格も急騰して電力料金がガス料金にはね返ってきているかと思うのですが、今後も、さらに上昇が見込まれると思うのですが、現在の84万円という歳入と公民館の維持管理費1億1,000万何がしという部分が非常にアンバランスだと私もかねて思っておりまして、鋭意。受益者負担のあり方について、いろいろ指摘があったところだと思いますが、その部分について今後どのようにされていかれるのかお考えをお聞かせください。

以上です。

中央公民館長 公民館の受益者負担の見直しにつきましては、入間市の行

財政改革の長期プランの前期実行委員会の中で平成20年度から受益者負担の見直しが全庁的に行われるというふうになっております。つきましては、公民館の受益者負担についてもその中で検討してまいりたいなというふうに思っております。

なお、免除の見直しとともに、使用料そのもののあり方、近隣の市町村等そういったところ調査等いたしまして、今後検討していきたいなというふうに思っております。

以上です。

委員長 以上で款10教育費、項5社会教育費、目1社会教育総務費、目2公民館費、目3児童センター費、目4青少年活動センター費についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、款10教育費、項5社会教育費、目5図書館費、目6博物館費及び項6保健体育費、目1保健体育総務費、目2体育施設費についての質疑を願います。

鹿倉委員 保健体育総務費の中で全国高等学校総合体育大会実施事業についてお聞きをしたいのですが、昨年は事務費だけの計上でしたが、20年度になりまして一般給与、職員給与、そしてまた実行委員会の補助金900万円という計上となっておりますが、

まずこの実行委員会の会長はどなたでしょうか。そして、その実態を教えてください。

生涯学習部参事兼体育課長 入間市実行委員会の会長は市長でございます。

また、実行委員会につきましては、市長以下市の執行部または高校の関係者を中心にスポーツ団体も入っていただきまして、おおむね26名ぐらいで組織をさせていただきました。昨年の6月21日に組織させていただきました、現在調整をさせてもらっております。それから、また県から派遣職員が1人、平成19年度は週3日来ていただきまして、今職員と一緒にその事務事業を行っておるといふ状況でございます。

鹿倉委員 この実行委員会会長が市長のところに補助金を出すという、この問題点というのは何かございますでしょうか。

生涯学習部参事兼体育課長 県とのマニュアルがございまして、県のほうも20年度の全国高等学校総合体育大会、埼玉県の実行委員会がありまして、その会長さんも知事さんがなっているという状況もございまして、その辺のところを加味しながら、現在県下29カ所ですといった各大会が開かれるのですけれども、そこの実行委員会を見ても、ほぼ市長がそういった会長を務めているというような県があったものですから、問題はないのかなということまでさせていただきました。という感じでございますけれども。

鹿倉委員 これ県からこの事業に対しての歳入はどのぐらいありますか。

生涯学習部参事兼体育課長 この事業につきまして、おおむね市のほうか

らは900万円を予定しておりますけれども、県からこれとこれとこれは補助対象ですよというものがございます。今県と詰めを行っておりますけれども、おおむね市の予算の2倍が県からの補助金というふうな形になります。

鹿倉委員 開催地としての競技がなぎなたということはわかっているのですけれども、開催地としてのなぎなた競技の実績教えてください。

生涯学習部参事兼体育課長 なぎなたにつきましては、ご承知のように16年に国体を開催させていただきました。それから、15年には都道府県対抗なぎなた大会、そして平成14年にインターカレッジを開催させてもらっております。これは、大会でございます。そのほかに生徒さんの関係でございますけれども、入間市におきましては平成7年だったでしょうか、入間市のなぎなた連盟が発足してございます。そこで、小中学生の指導をする団体も発生しておりまして、現在高校のクラブでは狭山高等学校がクラブ活動を実際に行っております。それから、ことしですけれども、狭山高校から1人、それから平成7年に発足しましたなぎなたクラブから育った子が今高等学校に行っておりまして、その子が1人、入間市から2人高校生の代表ということで国体にも出場しているという状況でございます。それから、今中学2年生だったでしょうか、その子供が現在全国大会で優勝したというような経緯もございません。人口は、そんなに多くはないのですけれども、そんな形の中で関東大会、全国大会、それから埼玉県大会等で活躍しているというような状況がございます。

鹿倉委員　ということは、高校生で優勝を争えるような選手が市内にいる
というふうに考えてよろしいのですか。

生涯学習部参事兼体育課長　埼玉県内では優勝を争えます。しかし、な
ぎなた競技につきましては関東から西、そして東北地方が結構強う
ございまして、関東のエリアと言ったら語弊ございませけれども、
東京を抜いた関東エリアについては、かなりレベル的にはちょっ
と落ちるかなというような感じがいたしますけれども、選手の方
々は優勝を目指して頑張っております。

以上でございます。

鹿倉委員　これは、本大会が開催されるに当たり、施設の改修等の何か予
定みたいのはあるのでしょうか。

生涯学習部参事兼体育課長　16年の国体を開催しますときにアリーナ部分
を改修させていただきました。今回は、壁面の改修を今年度予定
させてもらって、今執行中でございます。そのぐらいの形で対応
していきたいというふうに思います。それから、あとトイレの和
式から洋式というような形での改修、これも現在進行中ござい
ます。

以上でございます。

鹿倉委員　全国から高校生が集まるわけですがけれども、宿泊はどのように
考えておりますか。

生涯学習部参事兼体育課長　宿泊につきましては、高校の大会は民営の施
設、ホテルまたは旅館を使うというようなことになっています。

入間市内には、そういったものは少ないわけございまして、実

質的には前にございます第一ホテルさんを入間市では使わせていただくと同時に、今回狭山市でインターハイがございませんので、狭山市の施設を数カ所、その他につきましてはこのなぎなた競技についてはすべて池袋駅周辺あたりを中心にということで考えております。

以上でございます。

塩屋委員 図書館費の中で情報ネットワークの関係でお聞きしたいのですが、けれども、図書の購入費が2,200万円ということですよ。当然市民要望からすれば、これは切りがないことですが、もっと欲しいなというのが現実にあるというけれども、予算の中でぎりぎりで押さえているということがあると思うのです。

それで一方、情報ネットワークシステムのこの関係で4,099万7,000円、これ19年度も同じ金額なわけですが、これは契約リースというのですか、この契約内容について概要、いつからいつまでにどういう内容の契約なのかちょっと教えていただければと思うのですが。

図書館長 図書館情報ネットワークシステムのリースにつきましては、サンデータセンターというところからIBMの機械をソフトとハード両方ともに平成17年6月より5年間リース契約をしております。これにつきましては、かつてこのシステム、前は富士通のシステムを入れていたわけですが、金額的には4,000万円程度の年間のリース料ですが、非常に安定して、以前のものよりも相当安くなっております。図書館費のほうにつきましては、かつ

ては7,000万円程度の時代が続きまして、それから3,500万円が平均ずっと続いてきたわけなのですが、現在1,700万円という形の年間の図書、主に雑誌や新聞を除いた部分の利用につきましてはそのようになっております。そういう状況なのですが、情報ネットワークシステムについては非常に安定した図書館職員、それからお客様も非常に信頼をしているシステムでございます。

以上でございます。

塩屋委員 それで、これは図書館だけの問題ではなくて、すべての部課に関係することで、どこを今回の予算書見てもみんな2,000万円とか平気でぽんぽんソフトの情報の関係が出てくるのです。それで、1つは独自につくる場合と、それから汎用を使う場合、それに手を加える場合、いろいろあると思うのだけれども、例えば入間市の場合でいうと、狭山、所沢とか一緒に図書が検索というか、対象にできるスタイルのためにこの金額なり、企業になっているのかどうかを聞きたい。例えば入間市だけで通用するシステムであればもっとはるかに安くできるのか、合同でダイアプランの関係でやっているからその能力、これは件数も含めて能力、それから組織機構を含めてえらく高いものについているのかどうか聞きたい。

図書館長 入間市、狭山市、所沢市、飯能市、ダイアプランによる4市の共同ネットワークにつきましては、コンピュータにつきましては一切連動はしていないのです。ただ、埼玉県内の図書館につきましては本システムにプラスするような形で、工夫して横断検索と

いうのがある、4市が要は全部通しまして、できるようになっております。どこの図書館が所蔵しているか。その値段というのは、特にここに反映というのでしょうか、特に反映するものではないのですが、全く独自のシステム、それぞれのカードを発行している、4市につきましても。そういうことで、4市との関連ということは特に余りないことだと思っています。

塩屋委員 現在のシステムのIBMですか、以前のに比べて何千万円か安いという話あったのだけれども、やっぱり安くてもこのぐらいかかってしまうものなのですか。ちょっとその辺の金額的にこんなにかかってしまうのか、当初よりはるかにかかってしまうわけだから。

図書館長 金額につきましては、安定した4,000万円とか5,000万円程度のものが過去ずっと来ている、最近ここが一番多分安い金額になっていると思いますが、実は内容につきましては、図書館に来ていただくとわかるのですが、いわゆる利用者用端末オーパックというものが以前全くなかったものが各図書館三、四ずつと入っております。それから、あとインターネットに直接お客様が、利用者の方が使うノートパソコンが本館に3台、西武分館に4台、あと藤沢分館にも3台とか、金子分館に2台とか、そういうハードの部分でしょうか、相当充実しております。あと、それから内容につきましてもいろんな機能を以前のものにつけ加えまして、例えば統計などもまとめて1年間分が出るとか、非常に安定した早いシステムかと思っています。

以上です。

安道委員 今回の図書館のことでお聞きします。

今本館と分館で、全体で4館というふうなことで非常に利用者もふえてきているかと思えますけれども、それぞれの利用状況はどのようになっていますでしょうか。

図書館長 まず、全体的に申しますと、この何年でしょうか、徐々に、少しずつですが、利用件数は減っております。ただ、細かい数字になりますと、はっきりしたものが実はあるのですが、全体の傾向としまして、西武分館と藤沢分館が非常に似ているのですが、ちょっとでは計数で申し上げます。18年度におきましては、西武分館が、利用者の人数なのですが、7万2,672人、それから藤沢分館が7万1,680人、それから金子分館が1万9,412人、本館が13万1,479人、合計、あと移動図書館だとか、バスですね。それから、宮寺配本所等含めまして、全部で29万8,107人の方が利用されています。これは、カードを使ってコンピュータで統計をとった数字ですので、入館者はこの約2.3倍ぐらいというのでしょうか、は外れております。約68万人の方が入館をされているというふうを考えております。

以上です。

安道委員 そうしますと、先ほどダイアプランの話もあったのですが、西武分館、本館も含めてかなり藤沢、それぞれ他市の方の利用というのは、この中では見えてくるのですか。

図書館長 この中には他市のものも入っておりますが、他市につきまして

は入間市、所沢市、飯能市、狭山市の市民の方がそれぞれ相互交流できるわけなのですが、入間市の図書館が圧倒的にたくさん利用されております。特に西武分館が飯能の方が多というのが現状でございます。

以上です。

安道委員 そうしますと、隣接していて利用しやすい、あるいは充実しているというふうなことが裏づけであるのかなというふうに思うわけですけども、入間も同時にほかの施設を利用するという点ではいい傾向なのかなと。ダイアプランが生きているというふうに思いますけれども、また若い方の読書離れ、この間はずっと言われているわけですけども、若い方々のニーズにこたえる書籍というのですか、そういった形での何か工夫と申しますか、どのようにされているのでしょうか。

図書館長 いわゆる若い方、ヤングアダルトという方を、ヤングアダルトと図書館では呼んでいるのですが、主にその対象を藤沢分館が対応するように工夫をいたしまして、藤沢分館にヤングアダルトコーナーという部分をつくりまして、中高生に適した本を、幼児とか大人の分を除いた中間段階の本をそろえてコーナーも設けてございます。一応あそこの周りにはちょうど高等学校等ありまして、若い方の利用には向いているかなとは思いますが、ただ本館、金子分館、ほかでは特にそういう分類はしてはいないのですけれども、ある程度わかるようにはなって工夫をしていただいております。

安道委員 その利用状況は、この場合どのようになっていますでしょうか。

図書館長 特に何件という件数については、カードで集計をとれば年代別にはわかるのですが、合計的に申しまして、10代ということになるでしょうか、特に10代につきましては約18パーセントの方が全体の中で利用されているということになっております。一番多い年代かもしれません……失礼しました。10代が……18パーセントということ。

安道委員 そうしますと、このように若者向けのコーナーで努力しているというふうなことで、他の館でもこういったこと工夫していくというようなこれからの方向性としては検討されていますでしょうか。

図書館長 現在のところ計画はないのですが、本館、各分館におきましてそれぞれテーマを設けまして、独自のテーマでしょうか、例えば歴史であるとか、子供でありますと、ねずみ年ですとネズミであるとか、それぞれの個別のテーマを設けまして、細かな体系の中で施策を進めております。

以上です。

安道委員 また、閲覧コーナーなのですけども、これについても大変利用者が多くなっているというふうなことは聞いているのですけれども、実態はどのようになっているのでしょうか。

図書館長 閲覧席一番多いのが西武分館、2階に閲覧コーナーと、あと学習室を設けております。本館でも60席ほどあるのですが、一応多

い日と少ない日極端に、それから学生たちが受験勉強であるとか、期末試験であるとか、そういうときに学生が訪れて勉強しているという実態のときには大分混むのですが、一般的にはいつも必ず席はあいているというのが現状です。ただ、お客さん同士の中では、最近では非常にトラブルも少なくなりまして、飲み物、食べ物禁止になっておりますので、ただし近隣の図書館を見ますと、大分中高年の世代がたくさん訪れるようになって、今までは貸し出し中心の図書館から長期滞在型というのでしょうか、そこである一定時間、半日、1日そこで過ごすというタイプに大分変わっておりますので、各図書館の実態としては座席数をふやしているというのが、改修等において。そういう実態が見られます。入間市におきましては、今のところ安定した席数かなとは思っておりますが、今後またふえるかなとは思っております。

安道委員 当分現状の形でやっていくというふうなことでよろしいのでしょうか。

図書館長 当面改修時等に本館等のところが、考えられるかなと思うのですが、現在のところ面積というのでしょうか、非常に少ないので、現状のままで進みたいと思っております。

上原委員 図書館のところでちょっと確認したいのですけれども、本年度蔵書が2,235万4,000円購入計画があるということで、図書館にもスペースの限界があると思うのですけれども、古くなった本といまishょうか、使用価値がなくなった本の廃棄とか、あるいは不返還本とか、そういうものの実態をちょっとお知らせいただきたい

いのですけれども。

図書館長 記憶にある範囲ですが、正確には現在実は今週を休館いたしまして、蔵書点検という、いわゆる棚卸のようなものをしております。それをしますと不明の本がどのくらいあったかとわかるのですが、前回、前年度で約1,390冊の本が行方不明というのでしょうか、わからないということに結果が出ております。年々徐々に減っております。ただ、図書館におきます蔵書数の1人市民5点程度ということで考えて計画を進めているわけなのですが、まだ現在1人3.5冊ぐらいというところでとまっているわけです。というのが新しい本を購入している部分と古くなってだれも利用する者がいなくて、複数あるので、もうこれは要らないだろうという本につきましては随時除籍をしまして、廃棄をいたします。ただ、直接廃棄をするのではなくて、児童の本、それから一般の本につきましても万燈祭り等で皆さんに無料で配布するわけですが、その前に公共機関、学童保育室だとか保育所、学校等にご連絡をしまして、まずは公の施設が内部で利用しておるという形で、それで最後に残ったもの、だれも持ち帰らない雑誌であるとか、そういうものにつきましては焼却処分のほうに回っている状態でございます。

あと、その数なのですが……18年の末で、さっき私1,390と申しましたが、若干すぐにその調査の後返却されたりとかしまして、絶えず動く数字なのですが、一応統計数値としては1,586が不明となっております。それから、除籍が1万5,060冊ということに

なっております。

以上であります。

上原委員 今の18年度で1万5,060冊が除籍されたという話ですが、先ほどのお話の中で再利用、活用された本はそのうちどのくらいあるのですか。

図書館長 除籍対象になりますと活用された部分については、児童本につきましてはちょっと内容を分けていない、とらえていないのですが、実態としてほとんど全部持って利用されているようです、児童に関しましては。ただ、一般的に関しましては、活用としては各万燈祭り等において、市民に無料配布を行っていますが、雑誌については大分残ります。一部車の雑誌であるとか、人気のある雑誌は大体なくなるのですが、一般的な雑誌はほとんど残ってしまうので、利用はされていないのが実態かと思えます。ただ、文庫本等につきましても除籍本以外に市民の方々から寄贈していただいた本、そういう本で図書館に既にあるために図書館の所蔵としないもの、これらも相当数ありますので、万燈祭り等においては相当利用はされているのですが、ただ数が余りにも多くて何冊利用されたかというのがちょっと数字を確認していない現状がございますが、実態として段ボール箱で……当初200箱ぐらいの段ボールが10箱ぐらいになるというぐらい利用されていたと思えます。

上原委員 最終的に処分され、焼却をされてしまう本、どうにも使えないというか、破損したり、いろんなあれもあるでしょうから、本と

して機能を失った本は仕方ないとして、今最近では雑誌の資源活用もあるわけでしょうし、今そういうものに活用していただく分は当然なのですけれども、可能な限りいろんな市の公共施設、公民館等にも活用できるものは大いに活用していただくような、これからぜひそういう方向で進んでいただいて、蔵書も図書館だけは3.5冊にしても、ほかの施設に市民1人当たり1.5冊あれば5冊になるわけですから、そういう意味でそういうものをできるだけ有効に活用するようにお願いしたいというふうに思います。

それから、ちょっとけさちらっと聞いた話で、泥棒さんが逮捕されて、それから何か入間市に関係した書籍が戻ってきたというような話をちらっと承ったのですが、その辺のところのどこの館でそういう盗難に遭い、どのような内容の本だったのか、それをちょっとお聞かせいただけたら。

図書館長 先月新聞によりますと、飯能市で仏像を盗んだ方が逮捕されたということで、実は仏教関係の資料が各図書館が、結果として飯能警察署より連絡がありまして、とりに行ったわけなのですが、近隣の図書館は大概被害に遭っておりまして、きのうたまたま4市のダイアプランのほうでその報告し合ったわけですが、それに入っていない図書館を含めて入間市では約227点の本がその方のお部屋にあったということで飯能警察より知らされました。先ほどの多分1,500冊程度の中の約270冊ぐらいがその方のことではないかと。ただ、この方非常に親切、丁寧に扱っていただいたわけで助かりましたということで、一番多いのが飯能市さんとか狭山

市さん、日高ということでございます。

以上。

上原委員 今の関連で、入間市の図書館としては、蔵書館としてはどこが多かったのですか。

図書館長 主に西武分館と本館でございます。

上原委員 価値のある本ですか。

図書館長 私全部確認いたしました。雑誌であるとか、宗教といひましても専門書ではなくて、いわゆるちょっと生の世界に近い、生と宗教という関係の雑誌等が多かったと思っています。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款10教育費、項5 社会教育費、目5 図書館費、目6 博物館費及び項6 保健体育費、目1 保健体育……

図書館長 済みません。ちょっと途中で申しわけないのですが、よろしいでしょうか。先ほど焼却というふうに最後の処分を申し上げたのですが、実はクリーンセンターのほうで再生利用されているのが実態でございますので、訂正をよろしくお願いします。

委員長 ただいまの訂正いたします。

もう一回始めます。款10教育費、項5 社会教育費、目5 図書館費、目6 博物館費及び項6 保健体育費、目1 保健体育総務費、目2 体育施設費についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午前11時30分 再開

委員長 会議を再開いたします。

これで各部所管のものについての質疑が終了しましたので、これより討論に入ります。

討論はありませんか。反対の方から願います。

吉澤委員 議案第38号 平成20年度入間市一般会計予算のうち所管のものについて、反対の討論を行います。

2008年度の国家予算が今、国会で審議されています。福田内閣初の予算案は、生活者、消費者が主役と言いながら弱肉強食の史上万能主義を進める構造改革路線を引き継ぎ、さらに消費税増税の橋渡しをねらうという国民生活を無視したものとなっています。無駄な道路づくりを加速する道路特定財源とガソリン税の暫定税率の延長をねらい、大企業優遇税制や金持ち減税を温存しようとしています。防衛利権などの疑惑が取りざたされ、先月のイージス艦の事故など防衛省に対する国民の批判が高まる中で軍事費は約4兆8,000億円に上り、まさに聖域となっています。本来メスを入れるべきものには全く手を出していません。

一方、国民生活に関連する予算は一層厳しいものとなっています。小泉内閣以来の社会保障費抑制路線によって2002年度以降、毎年社会保障費の自然増の削減が行われてきました。2008年度もこの方針を引き継ぎ、政府管掌健康保険への国庫補助負担の削減、生活保護の母子加算の削減などで2,200億円の給付抑制を実施し

ようとしています。また、安倍内閣で改悪された教育基本法、教育3法の本格的な具体化、実施される予算も盛り込まれています。

今国民の状況はどうなっているのでしょうか。小泉、安倍内閣が進めた構造改革によって家計は痛めつけられ、貧困と格差が広がっています。民間給与所得者で年収200万円以下の人が2006年の1年間で40万人以上ふえ、1,022万人に達しました。生活保護受給者も108万世帯に達しました。家計の可処分所得の総額は、1997年の304兆円から2006年度は280兆円へと減少しています。さらに、昨年度末からの原油、穀物市場の高騰で生活必需品が次々に値上げされ、家計や営業に大きな打撃を与えています。市民の生活が苦しくなる中で市民生活に目を向け、家計に軸足を置いた予算と施策が今ほど地方自治体に求められているときはありません。

入間市の予算を見ると、小中学校の耐震補強工事の実施や妊婦健診の助成拡大など市民の願いが実現されているものもありますが、市民から理解を得られないもの、市民に新たな負担を押しつけるものが含まれており、賛成できません。

1点目として、住民基本台帳ネットワークシステム予算が組み込まれていることです。住基ネットは、事務手続の簡素化や住民サービスに一定の利便をもたらす一方で、個人情報漏えいの危険性や膨大な個人情報を国家が一元的に管理するシステムで、国家の政策に国民が動員されかねないという重大な問題を含んでいます。こうしたことから、住基ネットには賛成できません。

2点目として、地域福祉基金についてです。この間入間市では財政難を理由に重度心身障害者への福祉手当に所得制限の導入、敬老祝金の減額などが行われてきました。また、国によるさまざまな福祉施策の切り捨ても行われています。このようなときにこそ基金として積み立てておくのではなく、福祉施策を充実させるために取り崩して利用すべきです。

3点目として、後期高齢者医療関連の予算が組み込まれていることです。後期高齢者医療制度は、医療給付費削減を最大の目的とし、お年寄りに際限なく負担を押しつけ、さらに必要な医療まで奪うという高齢者いじめの制度です。制度の中身が知れるにつけ、うば捨て山との批判も高まっています。だれもが安心して長生きできるように必要な医療を保障することが国や自治体の役割であり、こうした理念に逆行する後期高齢者医療には賛成できません。

4点目として、学童保育料の値上げが予算化されていることです。日本共産党が長年主張してきた開設時間の延長については評価できるものですが、それと抱き合わせに保育料を値上げすることには反対です。4月から実施される学童保育料の改定により、利用者全体の75パーセントに当たる730世帯で現行の月額4,500円から7,000円に大幅な値上げとなります。市民生活が厳しさを増す中での大幅な負担増です。少子化の中で働きながら子育てに頑張っている家庭を支援する福祉の心を持った温かい行政を行うべきです。

以上で議案第38号 平成20年度入間市一般会計予算について反対の討論とします。

委員長 次に、賛成の方願います。

塩屋委員 議案第38号 平成20年度入間市一般会計予算について、未来新政会を代表して賛成の討論を行います。

今吉澤委員からいろいろと現在の国政の状況、そして市民が置かれている生活状況等ありました。大方については、全くそのとおりだと思いますし、また市のほうの平成20年度の施政方針の中でもそういった状況について触れられており、また国の果たすべき役割は果たしていないという点も指摘されています。そういった点で最近の国段階での国会、そういったあれやら、市民の感情の受けとめ方、市民の置かれている状況に対する受けとめ方、そういったものを見るときに本当に腹立たしいものを感じますし、このままではいけないなと感じます。

しかしながら、そういった厳しい市の許されている権限の及ぶ財政枠、危機的な状況の中で何を選択し、何をするかという点では大変執行部も苦しい選択をしているというふうに思います。今の中で学童保育料の値上げ等もありましたが、これからも決して喜んでやるわけではなく、やむを得ず、あるいは現状として引き上げも妥当という中で選択しているわけです。そういった点では執行部も、さらにほかの面についても一方でこれを値上げしながら、一方こういうのを据え置いているのはどうなのという問題を市民として受けとめている点たくさんあると思いますが、そうい

った点については市としてもこれから真剣に洗い出しを行って、引き上げる部分は引き上げる、受益者負担あるいは応分で負担していただくべきものは負担していただくという基本姿勢に立って見ていかないと妥当な値上げについても了解が得られないかなというふうに、そんなふうに思います。

特に今4点吉澤かつら委員が上げた反対のポイントのうちの一つ、学童保育料の値上げについて申し上げますと、前年度比較で2,197万5,000円増額の6,409万7,000円として計上されております。これは、平成19年第4回入間市議会定例会において保育料改定議案が上程され、慎重な審議の後、本議案が原案どおり可決されたことに伴うものであります。改定後の保育料7,000円につきましては、児童福祉審議会の答申を尊重した金額であり、また低所得者世帯の負担軽減のために階層区分を新設し、これを3,000円とするなど一層配慮した形となっており、受益者負担の適正化を図る意味で妥当なものであると認められます。

また、歳出に当たっては学童保育室の夏季学校休業期間の保育確保のためのパート職員賃金を16人分、238万6,380円計上するなど、仕事と子育ての両立を推進するために働く母親等の支援を行うに当たり、そのニーズにこたえようとするあらわれであり、大変評価できるものであると思っております。

さらに、吉澤委員の反対のポイントの一つ、後期高齢者医療についても触れているわけですがけれども、この療養給付費負担金5億6,000万円は老人保健制度と同様に、入間市の医療給付費にか

かわる法定負担12分の1の額を埼玉県後期高齢者医療広域連合へ負担金として納める経費を予算計上したものであります。また、後期高齢者医療特別会計繰出金は、所得の低い方に対して行われる保険料の軽減措置に対して県と市が負担する額と埼玉県広域連合に対する事務費並びに保険料徴収事務に対する経費を一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り出すものであり、適正な予算計上を行っているものというふうに思っております。

そして、平成20年度の施政方針の中でもちょっと触れられていますが、北海道夕張の例が出ています。夕張市のような財政破綻を未然に防ぐため云々の表現が使われているわけですが、これは本当に夕張だけではないということがこの間マスコミでもいろいろと報道されています。そして、つい直近では大阪府の問題等も出ています。まさに夕張は人ごとではないということで、しかしながら入間においては比較的他自治体と比較しましても首長を初め職員の努力、賢明な判断によってでたらめな大きな間違いをしてこなかったおかげで厳しい中にも現状があるというふうに思っております。しかしながら、一方では国が自治体に対する財政的な裏立て、それらを次々と今外しております。そういった中では、今後は見通しがきかないというのが現状であります。

また一方で、経済的な状況を見ましても今株が1万2,000円台にまで落下しております。これらがこれまで市のほうの総合的な収入等計上する場合でも、この間徐々に景気が回復しているという表現の中で、市の法人税等も徐々にふえていったという経過が

ありました。いう中でそれを前提に、これからの5年間、10年間の計画がみんなつくられているのです。しかしながら、明らかにもうことしから、これから春以降にかけて経済状態はもっともっと悪くなると思います。法人税ももちろん減りますし、あらゆる市の歳入関係が減っていくと思います。そういった厳しい中であって、ぜひ執行部にあっては見直すものは見直す、我慢するところは我慢するという基本に立ち返って今後運営をしてもらうように期待しまして、賛成の討論といたします。

上原委員 入間自民クラブを代表して、議案第38号 平成20年度入間市一般会計予算のうち福祉教育常任委員会部門に所属のものについて賛成の討論を行います。

まず、歳入予算であります。学童保育室保育料については改正後の保育料6,409万7,000円が学童保育費にかかわる歳出額1億5,615万6,000円、これに特別支援学校狭山養護学校放課後児童対策補助金520万円を除くに占める割合は41パーセントにとどまるものであり、市の厳しい財政状況等を総合的に判断しますと適正な受益者負担であり、保育料の改正により前年比2,197万5,000円の増額となりますが、やむを得ないものと考えます。また、新たに新階層を設けて所得世帯への配慮も行っていることを評価するものであります。さらなる収納率の向上と財源確保に努められるよう要望するものであります。

次に、歳出であります。目11の後期高齢者医療費のうち繰出金で療養給付費負担金5億6,000万円及び後期高齢者医療特別会

計繰出金 1 億5,724万3,000円は、保険料の軽減措置に伴う県並びに市の保険基盤安定繰出金と広域連合に対する事務費の負担金等の必要経費を法の定めに基づき適正に予算計上しているものであります。また、学童保育室関連では保育時間の延長を実施し、あわせて指導員の勤務体制の見直しを行い、夏季休業期間中の臨時職員の配置を行うなど児童の安全確保と職員の勤務体制の改善にも積極的に取り組んでいることなど前向きな姿勢が見られ、市民サービスの向上が図られるものと期待できることから、適正な予算計上であると考えます。

以上のことから議案第38号 平成20年度入間市一般会計予算のうち福祉教育常任委員会所管のものについての賛成討論といたします。

永澤委員 議案第38号 平成20年度入間市一般会計予算について、公明党を代表して賛成の討論を行います。

我が国の経済は、緩やかな回復基調にあると言われるものの、原油高や原材料高の高騰などにより厳しい状況がなお続いております。入間市においては、昨年の市税収入が予想していたよりも減収となり、さらに今後も普通交付税が不交付となる見込みの中での厳しい予算編成であったと思われまます。このように歳入の見込みが厳しい中、安心、安全を第一義ととらえて小中学校校舎耐震化事業や防災ハザードマップの作成等の事業の推進、また本年度も後退なき福祉を念頭に限られた財源の有効配分に留意されたとのことに改めて感謝申し上げます。

また、妊婦の健康診査の公費負担を2回から5回に拡充され、担当課のご努力に対し敬意を表します。少子高齢化社会における大事な施策でありますので、今後のなお一層の拡充をお願い申し上げます。

学童保育料の改定と時間延長についてであります。厳しい財政状況の中、やむを得ないことと判断いたしますが、家計の苦しいご家庭等にあっては段階的な軽減措置等をさらに検討されるよう要望いたします。

最後に、学校教育支援事業において発達障害支援員を9人から12人に増員されたことは、多様化する発達障害の児童を持つご父兄にとっても、現場の指導に当たる教職員の方々にとってもありがたく、評価するものであります。市民の生活の根幹とも言える社会保障制度が大きく変化する大事なときであります。市民の皆様が混乱されないよう、また制度の改正のはざままで家計にご負担がかかるご家庭に対しましてはきめ細やかな対応をお願いいたします。賛成の討論といたします。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第38号 平成20年度入間市一般会計予算のうち所管のものは、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第38号 平成20年度入間市一般会計予算のうち所管のものは、原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前 11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第39号 平成20年度入間市国民健康保険特別会計予算

委員長 次に、議案第39号 平成20年度入間市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

保険年金課長に説明を求めます。

なお、経常経費の説明は省略し、主なものについて簡潔に説明を願います。

概要説明

保険年金課長 それでは、平成20年度入間市国民健康保険特別会計予算案についてご説明申し上げます。

平成20年度の国民健康保険事業は、平成18年度の医療制度改革の実施の年となり、大きく変化をいたします。特に75歳以上の後期高齢者医療制度の導入、退職者医療制度の廃止、前期高齢者の

財政調整制度の導入、特定健康診査及び特定保健指導が保険者に義務づけられます。

それでは、予算説明書の168ページから170ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書の1、総括であります。本年度の歳入歳出予算総額は132億8,856万1,000円を見込み、前年度当初予算に対して6億8,794万6,000円、率にいたしまして5.5パーセントの増となっております。また、医療制度改革に伴いまして新規の予算科目が新設されております。

それでは、歳入の主なもの及び主な新規の予算科目につきましてご説明いたします。説明書の171ページから172ページをお開きください。まず、款1国民健康保険税33億7,649万6,000円につきましては、平成20年度より現行の国民健康保険税の算定方式であります医療分、介護分の2本立てより75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度の実施により新たに後期高齢者支援金分が追加となり、3本立てでの算定方式となります。75歳以上の方が後期高齢者医療制度へ移行すること等に伴いまして、前年度対比7億4,531万2,000円、率にいたしまして18.1パーセントの減となっております。

続きまして、款3国庫支出金27億320万8,000円ですが、医療制度改革により前年度に比較いたしますと3億5,172万7,000円の大幅な減となっております。このうち項1国庫支出金、目1療養給付費等負担金23億1,601万円につきましては、歳出における保険給付費のうち一般被保険者の療養給付費と老人保健拠

出金、介護納付金、後期高齢者支援金の約34パーセント分を公費負担として国から受け入れるものです。前期高齢者交付金の受け入れがあることから、前年度対比3億5,774万4,000円の減額となっております。

続きまして、173ページから174ページをお開きください。款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目3 特定健康診査等負担金2,041万6,000円及び款6 県支出金、項1 県負担金、目2 特定健康診査等負担金、同額の2,041万6,000円につきましては、新規の予算科目となっております。こちらにつきましては、国及び県からの特定健康診査受診料の補助金となっております。積算につきましては、国の特定健康診査標準単価であります7,540円の7割分の3分の1である1人当たり1,760円に見込み受診対象者を1万1,200人として見込んで積算しております。

続きまして、款5 前期高齢者交付金につきましても新規のものとなっております。前期高齢者である65歳から74歳までの加入者につきましては、これまでの退職者医療制度が平成20年度より廃止となり、これにかわり前期高齢者比率の低い保険者から比率の高い保険者に拠出金が支出される前期高齢者財政調整制度が導入されます。前期高齢者比率が全国平均より高い保険者には交付金が交付され、低い保険者は納付金を支払うというものです。市町村の国民健康保険につきましては、大部分が交付金となる見込みとなっております。平成20年度におきましては24億862万9,000円を見込んでおります。

続きまして、175ページから176ページをお開きください。款9繰入金につきましては、前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、療養給付費の伸び等歳入歳出予算を精査いたしまして9億1,479万円を見込んでおります。なお、この繰入金のうち節6後期高齢者健康診査繰入金1,479万円につきましては、後期高齢者医療制度での健診対象者である75歳以上の方の健康診査受診料を一たん国民健康保険会計で支払い、その後一般会計より受け入れるため新規に設けたものであります。

続きまして、177ページから178ページをお開きください。款11諸収入、項2受託事業収入、目1特定健康診査等受託料678万7,000円につきましても新規のものとなっております。特定健康診査及び生活機能評価の同時受診者の受診料を一たん国民健康保険会計で支払い、その後介護保険特別会計より受け入れるため設けたものであります。

続きまして、歳出の主なもの、また新規の予算科目についてご説明いたします。181ページから182ページをお開きください。款2保険給付費86億5,545万円につきましては、厚生労働省のワークシート等用いまして年齢別給付費を試算し、算定しております。退職者医療制度の廃止による65歳以上の被保険者の方が一般被保険者へ移行する関係で一般被保険者分が大幅な増となっております。

続きまして、183ページから184ページをお開きください。款3項1目1後期高齢者支援金等、これらについても新規の科目とな

っております。これは、後期高齢者医療制度への拠出金として国民健康保険加入者全員が支払うものです。これらにつきましても厚生労働省の試算額である1人当たり後期高齢者支援金見込額4万1,358円に平成20年度の国民健康保険被保険者見込み数4万4,430人を乗じた11カ月分の16億8,539万8,000円を計上しております。

続きまして、185ページから186ページをお開きください。款5老人保健拠出金につきましては、75歳以上の方が新制度へ移行することにより廃止となりますが、平成20年度におきましては4月支払い分の1月分が残ります。また、平成21年度及び22年度につきましては、前年度分及び前々年度分の精算金の支払いが生じますが、平成23年度より支払いはなくなることとなります。平成20年度におきましては、1カ月分、4億4,000万5,000円を見込んでおります。

続きまして、187ページから190ページにかけてごらんください。款8保健事業費、項1目1特定健康診査等事業費1億7,216万7,000円につきましては、平成20年度より実施されますメタボリックシンドロームに着目した健診である特定健康診査の事業費が含まれております。40歳から74歳を対象としており、1万1,200人、1億3,370万円、事務的経費1,221万7,000円、システム開発費2,622万7,000円、重複頻回受診指導事業費2万3,000円を計上しております。以上が歳出における主なもの、また新規の予算科目となっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

委員長　これより質疑に入ります。

質疑を願います。

吉澤委員　特定健診について、きのうも条例にかかわって質疑があったのですけれども、ちょっと予算にもかかわることなもので、再度確認も含めてお聞きしたいのですけれども、特定健診で今まで行われてきた健康診査と違って、あくまでメタボリックを対象とした審査ということで、今まで実施されていたような血液検査の内容でも例えば総コレステロールは必要ないとか、胸のレントゲンも撮らなくていいとか、眼底の検査も医師の判断でということで、入間市では基本的に今までの方向を堅持していくということだったので、健診の項目について医師会とも協議したというふうに聞いているのですけれども、医師会からはどのような意見が出されたのかお聞きします。

保険年金課長　当然特定健康診査につきましては、基本的な項目ということで決まっております、そのほかに医師の判断で実施していただくというような形になっております。それで、医師会の先生方と協議して、まず貧血検査というのが選択科目になっていますけれども、医師の先生がまずは貧血検査をしていただきたいということ。それと、あと心電図につきましても選択科目になっておりますけれども、こちらについては今の予定ですと、平成20年度につきましては受診者全員の方に受診していただき、また21年度か

らは、そこからは前年度の実績出ますので、それを踏まえてやるかやらないかは医師の判断ということになっています。それと、例えばあと医師の先生のご指導で追加になった科目としては、血液検査の中で血清尿酸、それと血清クレアチニン、これが含まれています。それと、あと法律のほうでどちらか一方でいいというのが、ヘモグロビンA1cか空腹時血糖か、こちらも血液検査の項目なのですけれども、そのどちらか一方ということなのですけれども、入間市の場合はその両方を必須項目としております。どういふものかという内容については、ちょっと私もわからないので、申しわけありません。

吉澤委員 そうしますと、やはり例えば血糖とか特定健診では余り重視されていないようなことも、やっぱりドクターの立場から見たら基本的な診査として必要だよという判断だと思うのですけれども、その点については理解しました。

引き続きなのですけれども、資格証明書の発行について所得別の階層は前回総括質疑でお聞きしましたけれども、理由別の世帯数それぞれお願いいたします。

保険年金課長 それでは、理由別なのですけれども、まず10月1日付で446、平成19年の10月1日ですか、これはもうご承知のとおりです。それで、その理由づけなのですけれども、まず居所不明と思われるもの53件、社保加入と思われるもの39件、居住あるが、全く応答、納付のないもの40件、1年以上納税相談も納付もないもの228件、半年以上納税相談も納付も少ないもの86件。

以上です。

吉澤委員 納付の少ないものというところで、その納付の少ないという基準というのは幾らとかと、どういう何か基準があるのですか。

保険年金課長 それらについては、まず納税相談ですか、それを受けていただきまして、担当職員がよく事情をお聞きし、その方の収入が多ければ、その納入金額ではちょっと少ないのではないかと、そういうふうな管理しております。それで、分割納付等も行うのですけれども、前にもちょっとお話ししたと思うのですけれども、例えば1カ月1,000円という方もいらっしゃいます。それでもうちのほうは、短期証なり、普通の保険証出しています。ただ、はっきり申し上げまして、その方が毎年10万円かかっているとしたら、保険税がですね。一月1,000円では1万2,000円にしかならないものですから、到底間に合わないのです、はっきり言って。どんどん、どんどんたまっていくということになってしまうのです。ただし、それらはその方の生活状況をご相談によってお聞きして、今言ったように保険証なり短期証は渡していると、そういう状態になっています。

済みません。86件の中で、私「半年以上納付相談も納付も少ないもの」と言ったみたいなのですけれども、「納付のないもの」と訂正させていただきます。申しわけありません。

吉澤委員 総括質疑のときも、所得別でかなり所得の少ない人とかゼロという方もいらしたのですけれども、例えば生活保護ですとか他の福祉制度を紹介するようなことというのは、今まで国保の窓口で

相談に来た方に対しては行っているのでしょうか。

保険年金課長 当然生活の少ないものといえますか、困窮者ということだ
と思うのですけれども、その方については減免で、それでも処理
できないということになれば生活福祉課のほうにご案内して生活
保護の手続、それが該当になればということですのでけれども、その
ようなご紹介はしております。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、これより委員外議員の質疑に入ります。

山本議員 では、数点伺わせていただきます。

1点目は、今回被保険者から75歳以上の方がごっそり抜けるわ
けですけれども、今後の被保険者の数とその年齢層の推移という
のは、保険財政考える上で欠かせない要素だと思います。その推
移についてどのように把握されておられるか、1点伺います。そ
れと、その年齢層の移行に伴って財政上どのような課題が生じて
いくものか、今現状を検討されておられる部分についてお答えを
いただきたいと思います。

2点目は、保険税の収納の関係ですが、収納率の向上今鋭意お
努めいただいているものと理解いたしますが、収納率の向上課題
になっておるかと思えます。新年度においてどのような対応を考
えておられるのか、お聞かせをいただきたいというふうに思いま
す。

次に、資格証について、現状の対応については今ご答弁があり

ましたが、その現状の対応についての評価と今後の課題についてどのように整理をされておられるのか、以上お伺いをしたいと思います。

保険年金課長 当然年齢別の構成、これは把握しておかないと、例えば20年度から実施されます特定健診の受診対象者とか、そういうことが必ず出るので。

それで、その把握なのですけれども、国保連合会のほうでちょっとワークシートが来ておりまして、それで積算といいますか、推計をしております。そのやり方なのですけれども、まず15年度から18年度までは決算の数字出ていますので、その数字使っています。19年度については、4月1日現在の被保険者。これ被保険者数でちょっと積算しているのですけれども、ただ19年度についてはちょっと4月1日付年度当初でやっておりますので、若干今とは数字違っていますが、ちょっと持ち合わせの資料それしかございませんので、それで回答させていただきます。

それで、5歳刻みで平均伸び率というのをやっているのですけれども、全体的にはゼロ歳から39歳、40歳から64歳と、あと65歳から74歳の3分類のみでしかちょっとないものですから、その数字でよろしければ。

それで、まずゼロから39歳の被保険者につきましては、平成19年度は1万6,107人、平成24年度が1万4,756人、1,351人の減と推計しております、5年後ですね。次に、40歳から64歳につきましては、増減の数字だけで、40歳から64歳までについては718人の

減です。65歳から74歳、こちらの前期高齢者という対象者の方ですが、こちらの方につきましては、ここが増で2,859人の増となっております。ゼロ歳から74歳までの全体ですと、790人の増ということになっております。当然少子高齢化という背景をそのデータに出ているというふうに解釈しております。

保険財政上の課題ということですが、当然前期高齢者、65歳まだ若いのですけれども、当然高齢者の方ですから、医療費がふえるであろうという予想をしております。医療費がふえるということは、保険給付費の増という形になります。それが歳出のほうなのですけれども、では歳入のほうで見ると、先ほど言ったように前期高齢者財政調整制度というのが今後導入されますので、その65歳から74歳の方がふえれば、全国比率よりも高ければ交付金がいただけるということなものですから、そういうものを絡み合わせるとちょっとまだはっきり申し上げて将来的な財政状況の不透明なところなのです。ただ、市行政改革によりまして、国保会計全体についてはよりよい方向に行くのではないかなという、そういうふうに望んでおります。

続きまして、収納率の向上なのですけれども、こちらにつきましては目新しいことはちょっとまだやっておりません、はっきり言って。ただ、市役所の管理職全体による臨宅とか、それからこれは19年度から始めたのですけれども、市民部の管理職です。これは、市役所管理職というのは市税一般なのですけれども、この市民部管理職の方をお願いしてやっているものが国保税だけなの

ですけれども、そういった取り組みも19年度から始めております。あとは、納税推進員から国保税の徴収員の活用、それか休日、夜間の窓口対応、それから電話催告ですか、職員が5時過ぎになるのですけれども、滞納ある方のご自宅にお電話差し上げて、何とか納付いただけないかという、そういうふうな勧奨、それらをしています。20年度につきましても、またこれをさらに充実させて税の確保に努めてまいりたいと思います。

続きまして、資格証につきましても、先ほどこちょっと申し上げて、市としては資格証をお出しになっている方に何しろ会いたいというのが第一なのです。納税相談してお話をまずは聞きたいと。資格証の発行については、その納付相談の機会を得られるということについては、評価できるものではないかと思っています。

これからの課題なのですけれども、これ同じことなのですけれども、まずは納付の機会を得るような努力をすると、市のほうで。それをどうというような広報等のやり方で滞納されている方とお話ができるか、それは今後の課題だというふうに考えます。

以上です。

委員長 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

反対の討論から願います。

吉澤委員 議案第39号 平成20年度入間市国民健康保険特別会計予算について、反対の討論を行います。

1点目は、資格証明書の発行を前提とした予算だからです。資

格証明書は、受診した際に医療機関で全額を負担しなければなりません。生活に困窮している人ならば窓口の全額負担は困難であり、病気やけがをしても受診は控えるおそれがあります。全国保険医団体連合会が行った調査によると、2006年度の資格証明書交付者の受診率は一般被保険者の15分の1と非常に低くなっています。また、あるテレビ局の調査では、三重県、広島県、福岡県などの救急医療を担う医療機関384施設で、ことし1月までの過去2年間で資格証明書や無保険で病状が悪化し、亡くなった人が41人いたことがわかりました。調査を全国に広げれば、もっとたくさんの死亡事例があることも予想されます。入間市でも、いつ資格証明書を発行された市民が重症化し、死亡といった最悪の事態が起こるかわかりません。資格証明書の発行は、まさに命を奪う行為です。

いつでもどこでも保険証1枚で安心して医療にかかれる世界からも評価を受けていた日本の皆保険制度は、崩壊が始まっています。その原因は何か。払いたくても払えない高過ぎる保険料に問題があるのです。厚生労働省によると、国保加入者の5割以上が無職者となっています。国保に加入する世帯の平均所得は168万7,000円、一般世帯の465万8,000円と比べ半分以下です。もともと収入のほとんどない人たちが加入しているのが国民健康保険制度です。ところが、保険料はサラリーマンなどが加入し、使用者負担のある健康保険と比べ高額になっています。年収300万円、家族4人のモデルケースの場合、国保では20万円から32万円、健

康保険では8万円から14万円となっています。国民健康保険税が高過ぎるため滞納が生じ、2007年6月で国民健康保険税を滞納している世帯は全国で474万6,000世帯、国保加入者の18.6パーセントに及びます。そのうち、34万世帯に資格証明書が発行されました。貧困と格差が広がる中で、高過ぎる保険料を抜本的に引き下げなければ滞納世帯はさらにふえ、今後制度としても成り立たなくなっていくと思います。

こうした状況を打開するために、国は自治体への国庫補助率をもとに戻し、所得に配慮した法定減免制度の拡充を今すぐ行うべきです。4月からは公的年金等控除の縮小に伴う経過措置がなくなり、年金生活者の国保税は値上がりになります。また、2006年10月に70歳以上の高齢者に実施された療養病床の食費、居住費の負担増が、65歳から69歳までのお年寄りに拡大されます。医療費そのものが高くなり、市民の負担は増すばかりで、国保税の支払いが困難になる市民もふえていくのではないのでしょうか。18年度決算によると、入間市の国保加入世帯は2万7,270世帯で加入率は47.5パーセント、加入者は5万2,637人で加入率は35.1パーセントとなっています。

これだけ多くの市民が加入しているということから見ても、単なる保険制度ではなく、社会保障としての機能がますます高まっています。支払える能力に応じて負担する応能負担の原則に従い、低所得者に配慮した算定方式に改める、生活実態に応じて申請減免を適用するなどの対応を行うべきです。資格証明書の発行は、

滞納者に対する制裁であり、市民の健康と福祉を守るべき行政が行うべきではありません。

2点目として、65歳から74歳までの国保税を年金天引きにする予算が組み込まれているからです。高齢者の暮らしを支える年金は、実質低下しています。公的年金等控除の縮小を初め、相次いで高齢者いじめの増税も行われてきました。問答無用の年金天引きは、暮らしが大変になる中でこれまで何とかやりくりしていたお年寄りの裁量を奪うものです。年金天引きによって被保険者の利便性が増すと説明していますが、年金天引きを希望していない人からも天引きを行うこととなります。既に介護保険料では年金天引きを行っていますが、これに対して多くの方から不満の声も聞かれています。高齢者の暮らしを守ることよりも、収納率を上げることを重視したもので、賛成できません。

以上で議案第39号 平成20年度入間市国民健康保険特別会計予算について、反対の討論とします。

委員長 次に、賛成の方願います。

塩屋委員 議案第39号の国民健康保険特別会計予算について、未来新政会を代表して賛成の討論を申し上げます。

平成20年度の国民健康保険制度は、後期高齢者医療制度の実施に伴い、国民健康保険税による後期高齢者支援金の徴収、前期高齢者財政調整制度の導入、特定健康診査及び特定保健指導の保険者への義務づけ等医療制度改革に伴う流れの中で大きな変革期を迎えていると認識しております。

このような状況のもとにここに提案されております平成20年度入間市国民健康保険特別会計の予算規模は、132億8,856万1,000円であります。これは、前年度対比5.5パーセントの伸びとなっております。その内容について申し上げますと、主財源である国民健康保険税については、75歳以上の後期高齢者とされる方々が国民健康保険からの離脱に伴う減収が見込まれるものの、前期高齢者交付金を見込み、歳入確保に努めていること。さらに、新たな徴収事務として65歳以上で75歳未満のいわゆる前期高齢者世帯の世帯主に対して、一定の条件を満たす場合について特別徴収が加わること等制度改正に伴う状況の変化を的確に対応なされているものと理解いたします。

先ほど吉澤かつら委員の反対討論の中で、資格証明書に触れていました。私は、資格証明書が単純に払わないからというだけで発行されるのでなしに、いろんな相談の窓口を設けたり、対応をしているにもかかわらず、本人側の最低義務の実施、現状をいろいろと説明し、担当者の理解を得る、そしていい方向での対応を求める、そういったやっぱり最低限の基準はしてほしいなと思います。そしてまた、議員の方にもそういったこと相談があったら、ぜひ最低限そのぐらいのことはしたらどうですかということをお願いしたいというふうに思います。

ここでは今国民健康保険ですが、これは給食費から学童保育費、すべてにそういった理由のない滞納、テレビでも放映されています。全く所得的にも、生活状況からしても、困っている、困窮し

ている状態とは言いがたいのにもかかわらず意図的に払わない人たちが残念ながらふえているという、そういう現状の中に立って、執行部としても、これは議会としてもこのままほうっておいたら本当にすべての制度が破壊してしまうというような危険な状態にあると思います。私たちは、困窮していて本当に力が、応援の必要な人に対しては、それなりにやっぱりきちっとした丁寧な対応を求めると同時に、やはりインチキ、でたらめなそういった人たちには厳しい姿勢で対応する、そういった姿勢が今執行部にとっても、行政にとっても、議会にとっても問われているのではないだろうかというふうに思います。もし反対討論した吉澤委員が自分がその立場に立って、もし相手側がそういうでたらめしたら、こんなに甘い言葉ですべて済まされますかということをお願いいたします。税の公平性の確保、そして収納率向上の観点から、資格証明書の適正な運用、徴収員等の活用について一層の工夫と努力を望むものであります。収納対策に王道はなく、当たり前のことを当たり前を実施することが重要であり、そのことが国民健康保険事業の安定運営につながるものと確信をいたすところです。

歳出については、新たな取り組みとして特定健康診査と特定保健指導が実施されることとなります。義務づけられたからやるという姿勢ではなく、地域保険の保険者として確固たる目的意識を持って取り組むことが重要であると思われまます。平成20年度は、国民健康保険制度が大きな節目を迎えることとなる非常に重要な年であると認識をしているものです。国民健康保険は、国民皆保

険制度の最後のとりでとも言うべき医療保険であります。今後とも国民健康保険事業の健全運営に努力されることを切望し、賛成の討論といたします。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

上原委員 入間自民クラブを代表しまして、議案第39号 平成20年度入間市国民健康保険特別会計予算について、賛成の討論を行います。

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の中核として、地域医療の確保と住民の健康保持、増進に大きく貢献してきたと認識しております。また、平成20年度は、医療制度改革の大きな柱である特定健康診査と特定保健指導が医療保険者に義務づけられるとともに、後期高齢者医療制度が実施されるものと理解しております。ここに提案されております平成20年度入間市国民健康保険特別会計予算は総額132億8,856万1,000円であり、前年度対比6億8,794万6,000円、率にして5.5パーセント増額として編成されております。

細部について考察いたしますと、歳入面でのその根幹を占める国民健康保険税については、75歳以上の被保険者の方々の後期高齢者医療制度の移行による減収に加え、算定方法の変更に伴い収納状況の動向は極めて未知数なものであると思われます。国民健康保険は、被保険者自体の相互扶助で成り立っている社会保障制度であり、その財源となる国民健康保険税の確保はその制度を維持していく上で極めて重要であり、これまで以上に口座振替等の

積極的な推進や納税推進員、徴収員制度を活用して収納確保に努力することを望みます。

また、資格証明書の発行につきましては一部に異論もあるようですが、被保険者間の負担の公平を図り、財政基盤の安定を図る上でも重要な措置であると認識しております。

一方、歳出に目を転じますと、医療制度改革の大きな柱である生活習慣病予防に着目した特定健康診査及び特定保健指導という新たな事業がいよいよスタートすることに伴い、執行部においても制度の円滑な導入を図ることはもちろんのこと、被保険者の健康保持増進と医療費の適正化に向け、この事業を有効に運営し、定着させていくことが重要な課題であると思えます。

以上のことから、今後とも国民健康保険事業の健全運営のために粉骨努力されることを望み、賛成の討論といたします。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第39号 平成20年度入間市国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第39号 平成20年度入間市国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1時38分 休憩

午後 1時41分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第40号 平成20年度入間市老人保健特別会計予算

委員長 次に、議案第40号 平成20年度入間市老人保健特別会計予算を
議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

高齢者福祉課長に説明を求めます。

概要説明

高齢者福祉課長 平成20年度老人保健特別会計についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算説明書199、それから209ページになります。予算参考資料では、46、47ページになりますので、よろしくお願いたします。

平成20年度老人保健特別会計の当初予算でございますが、前年度対比74.3パーセント減の18億5,656万5,000円となっております。なお、この老人保健制度は平成20年度をもって廃止となりますが、平成20年3月分の現物給付分と1月、2月、3月の現金給付、その他月おくれの分を医療費の給付として見込み、歳入歳出

を計上したものでございます。

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第40号 平成20年度入間市老人保健特別会計予算
について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 議案上程

議案第41号 平成20年度入間市後期高齢者医療特別会計予算

委員長 次に、議案第41号 平成20年度入間市後期高齢者医療特別会計
予算を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

高齢者福祉課長に概要説明を求めます。

概要説明

高齢者福祉課長 歳入歳出予算説明書213ページから221ページ、参考資料では48、49ページになりますので、よろしく願いいたします。

平成20年度から老人保健にかわる医療制度として開始されます後期高齢者医療制度に伴う経費を新たな特別会計として予算計上するものでございます。平成20年度の後期高齢者医療特別会計の予算規模でございますが、歳入歳出それぞれ11億474万8,000円となっております。

初めに、216、217ページをお開きください。歳入でございますが、款1項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料、節1現年度分6億6,325万1,000円、目2普通徴収保険料2億8,425万円の合計9億4,750万1,000円を予算計上したもので、この額については広域連合から示された額でございます。なお、特別徴収と普通徴収の割合は、7対3の割合となっております。

次に、歳入歳出予算説明書218、219ページをお開きください。歳出になりますが、219ページの中段の下の款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金10億7,063万5,000円ですが、保険料納付金9億4,750万1,000円と延滞金の1,000円と、一般会計の歳入で説明しました保険料基盤安定負担金の県負担分7,435万円と、市の負担分2,478万3,000円。県は4分の3となります。市の負担は4分の1となります。当事務費の負担金2,400万円を広域連合へ納付するもので、歳入では説明書前のページの中段、款3繰入金、項1の一般会計繰入金、目1事務費繰入金5,811万円のうち2,400万円と、目2保険基盤安定繰入金9,913万3,000円でございます

ます。

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

吉澤委員 特別徴収と普通徴収のそれぞれの対象者と、あと収納率は平均97パーセントというご説明がありましたけれども、恐らく特別徴収だと100パーセントなのかもしれませんが、それぞれの徴収別ごとの収納率等をお聞きします。

高齢者福祉課長 今のご質疑でございますけれども、これに関しては広域連合のほうから示された額ということで、総体の費用を、調定額ですね。入間市における調定額をまず出して、それに対して収納率を掛けた97パーセントです。それは、特別徴収、普通徴収も含めた形で97パーセントという形にしております。それに対してこちらで7割と3割という形の、特別徴収を7割、それから普通徴収を3割としたものでございます。実際には対象者が1万938人という形でなっております。

〔何事か言う人あり〕

高齢者福祉課長 失礼しました。そのうちの3,281人が特別徴収という形でございます。

〔何事か言う人あり〕

高齢者福祉課長 失礼しました。特別徴収が7,657人。そうです。それと、あとの3割分が3,281人ということでなっております。

以上でございます。

吉澤委員 それから、診療報酬について国で話し合われているところですが、けれども、包括性の導入による医療機関への影響というようなことはどのようなことが考えられるでしょうか。

高齢者福祉課長 医療費の関係、その関係については総括の答弁でも部長のほうからしたと思いますけれども、まだはっきりした包括的な診療体系、そういうものが当市、市のほうにはっきりした形で伝わっていないという部分がございます。ただ、国で言っているような報酬体系になってくれば、ある程度日頃の受診の抑制だとか、そういうものになってくるかと思しますので、若干下がってくるのではないかなという思いはあるのですけれども、ただ今のところどういうふうな状況になってくるというのははっきり見えていない状況でございますので、これ以上はちょっと私どものほうでは的確にはつかんでおらないということでございます。

以上です。

吉澤委員 かなり医療機関も大変になってくるのかなということも予想されるのですけれども、やっぱり市内の病院の中でもこの制度に対して批判、反対しているようなところも聞いているのですけれども、入間市の医師会ですとか、そのほか市内の病院とか、もし何か状況というか、この制度に対して医師会の反応とか各病院の反応を何か把握しているところがありましたらお聞かせください。

高齢者福祉課長 現在のところ、そういうこちらに医師会のほうからどうだというような問いかけ、それから市内の医療機関から直接こちらに問いかけというのはございません。基本的には、後期高齢者

医療制度そのものの給付部分については広域連合という形になりますので、広域連合にそういう部分で寄せられているかどうかということになるかと思えます。ただ、広域連合からこういうものが寄せられていますということも、こちらにはまだ伝わってございません。

以上です。

吉澤委員 それから、政府が凍結ということで打ち出しましたけれども、実際には今まで社会保険などで扶養者だった方のみなわけです。ただ、凍結ということで全体が凍結されるというふうに勘違いされているような方も多いと思うのですけれども、その点の周知というのはどのようになさっているのでしょうか。

高齢者福祉課長 基本的に被扶養者の保険料が2分の1に軽減、2年間軽減されるというのは、同じように徴収の段階において、市報、それから説明なり等で周知は図っていくということでございます。それから、残りの半年の部分の10分の9を軽減する、あわせて20分の1の保険税になるというようなことについても同時にご説明申し上げますので、そういう中で周知を図っていくと。

それから、条例のときも申し上げましたけれども、各個々の被保険者に対して通知を差上げますので、そのときにもそういうような部分が、当然軽減がありますよということでお知らせをするということになるかと思えます。

以上です。

吉澤委員 それから、半年間全額免除ということの対象者はどのくらい人

数を見込んでいるでしょうか。

高齢者福祉課長 約1,300人をちょっと超えるかなというところで見込んでございます。

以上です。

吉澤委員 その負担軽減分というのは、そのまま全額国が補助するという
ことでよろしいでしょうか。

高齢者福祉課長 負担軽減、後から10分の1の徴収と、正確に言うと20分の1の徴収に際しては、半年分についての軽減についてはもう初めから制度上あったということで、その後に残りの半年分の10分の9の軽減については国の負担になると聞いております。

〔(両方とも……) と言う人あり〕

高齢者福祉課長 大変失礼しました。全体、全部が国の軽減。半分の軽減と、それから残りの9割については国が軽減をするということだ
そうです。

以上です。

吉澤委員 わかりました。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、これより委員外議員の質疑に入ります。

山本議員 では、通告の2点のうち2点伺います。

1点目がこの後期高齢者医療制度、予算説明書拝見していて非常に複雑にお金が動いていまして、全体の資金がちょっとつかみにくいなという思いをしながら調べておったのですが、この制度

を運営するに当たって他会計の負担部分を含めて市として全体でどの程度の費用負担をしているのか、まずお聞かせいただきたいというふうに思います。一般会計の負担入れて14億円程度かなと思うのですけれども、国保の分もあるようですので、全体の数字お示しいただければというふうに思います。また、それを踏まえて今後のその保険の財政見通しについて、ご見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

2点目として、先ほど少し出ましたが、4月からの円滑な制度移行というのが大きな課題になっておるかと思えます。被保険者証の配付も始まっているようですが、当然市民の皆さんのご理解とご協力がないと円滑にできないものと理解をしております。広報や説明を与える後の広報や相談等フォローアップの体制はどのようにお考えになっておられるのか、概略を示していただければというふうに思います。

以上です。

高齢者福祉課長 一般会計として後期高齢者に費用負担をしているということですね。それについては、恐らく6億8,000万円程度になります。約7億円近い数字が一般会計の部分として出ます。その一番多くのものについては、12分の1の法定負担の市の負担分でございます。それが今回の補正の計上では5億6,000万円ございます。それと、あと4分の1の費用負担の部分、それから徴収にかかる費用というようなことで、約7億円弱が市の負担分と。

それと、実際には人間ドックだとか健診の部分ございます。も

ともとそれも含めた形ですけれども、もともと国保のほうでやっていたり、そういうものがございますので、ある程度ここでそれらの部分でどれだけふえるのかということではなくて、今の大体概略で7億円弱の数字が市の負担だということになるかと思いません。以上です。

それから、今後の周知ということでございますけれども、やはり実際……

〔(委員長) と言う人あり〕

塩屋委員 進行についてちょっと検討 願いたいのですが、今これから答えようという財政見通しということで あったのですが、それ言ったらすべて今後の財政見通しになってしまうので、委員外議員がやっぱりそういったトータルのことを次々聞くのは、これは好ましくないと思うんです、委員会尊重の点からも。そういった点では、ちょっと対象質疑から外したほうがいいかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

委員長 しかし、ここに今回は出されていますので、この次からそのように委員外議員のほうは出すことの、こちら先にちょっと精査させていただいてやらさせていただきます。今回は出ていますので、そのままお願いいたします。

高齢者福祉課長 では、今のちょうど財政見通しということでお話をさせていただきます。基本的に一番大きい、今申し上げたとおり給付費の12分の1という非常に大きなウエートを占めていると言いますけれども、今の老人保健の給付費総額が大体月、平成19年度の

今現在で今まで支払ったものを月額で割ると月6億2,000万円程度の費用負担になってございます。ですから、これから今どんどん、どんどん月々新しい方が100人程度今ふえていくという形になります。そうしますと、大体年間1,200人ぐらいの新しい給付者がふえてくるということになりますので、その中で淘汰されていって実際には1,200人ふえないのですけれども、大体年間3億円ぐらいの給付費の伸びになってくる。そうすると、3億円の12分の1というような形のものが、市の負担が伸びていくということになるかと思えます。一番恐らく10年先ぐらいが非常に大きな財政負担の部分になってくるのかなと思えます。今60歳ぐらいの方でちょうど3,000人弱の方になります。ですから、今の1,200人、大体60歳、61歳ぐらいの方の非常に人口の率が高くなってございますので、それ以前から伸びてきて、そこではね返ってくるのではないかなという気がしております。ですから、今3億円ぐらいずつ伸びていくものが、恐らく4億円、5億円という形で伸びていって、その費用負担が徐々に伸びていくというような形だと思っております。以上でございます。

続きまして、その周知というか、協力体制、市民の方にも当然多くの負担を強いるわけですから、そういう方々からの協力体制どういうふうにということですが、やはり一番制度が大きく変わってございますので、制度導入時以後やはりきめ細かい説明を行いながら、ぜひ医療制度そのものが大きく変わってきているということで、自分たちの健康にも十分関心を持っていただく

ようなことになるかと思えます。一番いいのは、この医療をなるべく受けなくて、本当に必要なときだけ受けられる、そして健康で一生を終えるというのがやはり基本になるかと思えますので、そういう介護も含めた形で一般高齢者と言われる元気な高齢者をいかにたくさん入間市にいてもらうかというのがやっぱり大事なことになるかと思えますので、やはりいろんな部分で、健康管理という部分に着目をして、高齢者の特に健康増進ということでご協力を願うということになるかと思えます。

以上でございます。

委員長 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対の方から願います。

吉澤委員 議案第41号 平成20年度入間市後期高齢者医療特別会計予算について、反対の討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を勝手に後期高齢者とし、他の世帯から切り離してお年寄りに際限のない負担増と差別医療を押しつけるという医療制度の大改悪にほかなりません。

大きな問題点は高い保険料です。埼玉県後期高齢者医療広域連合が決定した保険料は、年額平均1人当たり9万3,990円です。政府が当初試算した7万4,000円を大きく上回ります。入間市の現行の国民健康保険税よりも負担が重くなる人が多くいると見込まれています。さらに、保険料は2年ごとに改定を行いますが、医療給付費の増加、後期高齢者医療人口の増加によって保険料が

引き上げられる仕組みになっています。後期高齢者の保険料の財源割合は、2008年度では10パーセントですが、2035年度には14.6パーセントに、政府試算の平均保険料額で3万4,200円も値上がりすることになります。

また、保険料は原則年金天引きとなり、ただでさえ苦しい高齢者の生活を一層脅かすことになります。保険料を1年以上滞納した場合保険証が取り上げられ、資格証明書が発行されてしまいます。多くの病気を抱える高齢者から医療を取り上げることは生きる権利を奪うことであり、資格証明書の発行はすべきではありません。診療報酬も75歳以上と現役世代を別立てとし、後期高齢者には月額6,000円の定額制を導入し、保険医療に上限をつけようとしています。後期高齢者に手厚い治療を行う医療機関は赤字に追い込まれ、結果的に後期高齢者は必要な治療を受けられなくなってしまいます。日本医師会もこの制度の見直しを求め、また著名な現役の医師も「やがて公園に死体が転がる時代になる。理解できない」と、この制度について痛烈に批判しています。また、制度を導入した厚生労働省の幹部ですら制度の将来について、「5年くらいはやっていけると思う」と言わざるを得ないほど長期的見通しのないものです。

政府与党は凍結を打ち出しましたが、これはもはやみずからが制度の欠陥を認めざるを得なくなったからです。自分たちで決めた制度をみずから凍結して高齢者の生活、国民の声を反映などとは、まさに国民を欺くものです。また、凍結の対象は全体のわず

か15パーセントで、その人たちも半年後には段階的に保険料を徴収されることとなります。例えば世帯主の息子の給与収入が700万円、75歳以上の夫の年金収入が79万円、同じく75歳以上の妻の年金収入が48万円の場合、軽減措置が切れる2010年度の保険料は2人合わせて年額8万5,060円となり、現行のゼロ円から大幅な負担増となるのです。

日本の総医療費は、GDP比の8パーセント、サミット参加7カ国で最下位です。日本の経済力の全体から見れば、社会保障を充実させていく力は十分にあります。破綻が目に見えているお年寄りいじめの後期高齢者医療は、実施すべきではありません。よって、この制度を実施するための特別会計には反対です。

以上で議案第41号 平成20年度入間市後期高齢者医療特別会計に反対の討論とします。

委員長 次に、賛成の方。

塩屋委員 未来新政会を代表して、議案第41号 入間市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の討論を行います。

老人保健制度にかわって平成20年4月1日から開始されます後期高齢者医療制度の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定により、後期高齢者医療特別会計を設置し、後期高齢者医療に関する収入及び支出について法律の定めるところにより特別会計を設置し、予算計上しているものであり、歳入では後期高齢者保険料や保険基盤安定繰入金等を埼玉県後期高齢者医療広域連合の提示する額を予算計上し、歳出では埼玉県後期高齢

者医療広域連合に対する市で徴収した保険料や県と市の負担となる保険基盤安定負担金を広域連合納付金として計上しているものであり、後期高齢者医療制度を維持するための予算計上であり、適切な予算計上であります。

以上のことから賛成といたします。

委員長 ほかにありますか。

上原委員 入間自民クラブを代表して、議案第41号 平成20年度入間市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の討論を行います。

医療制度改革に伴い、現行の老人保健制度にかわる本年4月から施行される後期高齢者医療制度に伴い、新たに後期高齢者医療特別会計を設置し、後期高齢者医療にかかわる予算を計上したもので、歳入歳出を見ますと市で徴収した保険料は、また7割、5割、2割の保険料の軽減措置に伴う費用を県の負担金と市の負担金との事務費負担金を埼玉県後期高齢者医療広域連合納付金として納めるものと保険料の徴収事務に係る費用の計上であり、後期高齢者医療制度を維持するための経費の予算計上であり、適切かつ妥当なものであります。

以上のことから賛成の討論といたします。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第41号 平成20年度入間市後期高齢者医療特別会計予算

は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第41号 平成20年度入間市後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

△ 議案上程

議案第42号 平成20年度入間市介護保険特別会計予算

委員長 次に、議案第42号 平成20年度入間市介護保険特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

高齢者福祉課長に概要説明を求めます。お願いいたします。

概要説明

高齢者福祉課長 歳入歳出予算説明書225ページから244ページ、参考資料では50ページから54ページになりますので、よろしく願い申し上げます。

平成20年度介護保険特別会計の当初予算でございますが、前年度対比1.7パーセント増の51億1,752万円となっております。前年度当初予算と比較して大きな伸びのあるものについてご説明申し上げます。

歳入歳出予算説明書238ページ、239ページをお開きください。239ページの説明欄上段、款5地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1介護予防特定高齢者施策事業費、大事業、中事業、小

事業、介護予防特定高齢者施策事業3,222万4,000円は、前年度対比1,763万1,000円の増となっておりますが、この要因といたしましては特定高齢者に対する介護予防事業の委託を前年度と比較して4コースから6コースへ法人委託するものでございます。また、特例高齢者把握事業をアンケート調査方式により実施する費用を前年度対比463万7,700円増の8,883万7,700円を予算計上するとともに、生活機能評価に係る費用を新たに848万4,000円計上したものが主な要因でございます。

次に、240ページ、241ページをお開きください。中段の款5項2包括的支援事業・任意事業費、目5任意事業費、大事業、中事業、小事業、任意事業3,391万円は、前年度対比771万9,000円のもの増の29.5パーセントの伸びとなっておりますが、家族介護支援事業、これはおむつ給付でございます。おむつ給付が前年度対比500万円増の2,082万1,000円、それから地域自立生活事業、これは配食サービスでございます。の271万7,000円増の1,222万7,000円が主な増額の要因でございます。

これらの歳出に関連する歳入歳出でございますが、歳入歳出予算説明書の228、229ページをお開きください。中段の款3項2目2地域支援事業交付金（介護予防事業）でございます。1,337万8,000円及びすぐ下の目3地域支援事業交付金（包括的・任意事業）でございます。4,335万1,000円が国からの交付金を予算計上したものでございます。

また、その下の款4項1目2地域支援事業支援交付金1,658万

9,000円は、介護予防事業に係る支払基金交付金を受け入れるものでございます。

次に、次のページにかけての款5項2目1地域支援事業交付金（介護予防事業）でございます。668万9,000円、すぐ下の目2地域支援事業交付金（包括的・任意事業）2,167万5,000円は、介護予防事業及び包括的・任意事業について、それぞれ県からの交付金を予算計上したものでございます。

続いて、款7項1目1地域支援事業費繰入金の包括的・任意事業の市負担額については、前段でご説明した県の交付金と同額の2,167万5,000円となるものですが、任意事業については対象となる費用を上回って事業を実施しているため、市からの法定繰入金を4,375万7,000円上回る6,543万円を予算計上したものでございます。

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

吉澤委員 総括質疑のときに基金の残高で19年度の見込み答弁いただいたのですけれども、20年度の見込みは幾ら予想されているでしょうか。

高齢者福祉課長 20年度の積み立てを含めて4億ちょっとという形になるかと思えます。今のところまだはっきりしませんけれども、今の状況で把握しますと4億円程度ということでご理解いただきたいと思えます。

以上です。

吉澤委員 それから、2011年度までに介護保険適用の療養病床をなくすということなのですかけれども、今現在市内の介護保険適用の療養病床って何床あるでしょうか。

高齢者福祉課長 現在34ということですよ。

吉澤委員 各医療機関、その療養病床を持っているところですね。現在どのようにこれから対応していくのかという方向性はあるのでしょうか。

高齢者福祉課長 市内の持っている病院については、今現在こちらにどういふふうに対応するといふような具体的なことは来ておりません。今と何ら変わりのない形で今のところは考えていらっしゃるのかなという気はしますけれども、何もこちらにはアクションがないというのが現状でございます。

以上です。

吉澤委員 一応例えば老人保健に似たような施設に移行するとかということも打ち出されていますけれども、実際に病院の中のある何床かを介護保険適用ということでやっているのです、そういう形も難しくはなるのかなといふふうに思うのですけれども、市としてはどのように対応を考えているのか、お聞きをします。

高齢者福祉課長 これはやはり病院側の部分というのが大きいことございますので、病院がどういふふうにしたという申し出があればそれに沿った形で、介護保険型の介護保険療養……ちょっとど忘れしましたけれども、そういう名称になるということでございます。

すので、そういうものに転換をするということであればそういう
手続を踏んでいくということになるかと思えます。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第42号 平成20年度入間市介護保険特別会計予算
について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしまし
た。

休憩いたします。

午後 2時16分 休憩

午後 2時17分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 協議事項〔閉会中の継続調査について〕

委員長 次に、閉会中の継続調査について協議いたします。

行政視察につきましては、これまで協議を重ねてまいりましたが、お手元に配付した資料のとおり、閉会中の継続調査として行うことにご異議ありませんでしょうか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長　ご異議なしと認めまして、閉会中の継続調査については決定いたしました。

△ 閉会の宣告（午後 2時18分）

委員長　これで当委員会に付託された事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって福祉教育常任委員会を閉会いたします。

本日はご苦勞さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

福祉教育常任委員会委員長 宮 岡 幸 江

福祉教育常任委員会副委員長 忽滑谷 陽 子